

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成26年2月3日

時 間：午後1時00分

富岡町郡山事務所 桑野分室

開 議 午後1時00分

出席議員（13名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
10番	黒沢英男君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君		

欠席議員（1名）

13番 三瓶一郎君

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	斎藤紀明君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	横須賀幸一君
参事兼税務課長	阿久津守雄君
健康福祉課長	猪狩隆君
参事兼生活環境課長	緑川富男君
産業振興課長 (併任)農業委員会事務局長	三瓶保重君
参事兼復興推進課長	高野善男君
参事兼復旧課長	郡山泰明君

教育総務課長	林	志	信	君
生活支援課長	斎	藤	真	君
いわき支所長	林		修	君
参事官大玉出張所長	松	本	哲	朗
住民課長	伏	見	克	彦
総務課長補佐兼財政係長	志	賀	智	秀

職務のための出席者

事務局長	佐	藤	臣	克
事務局庶務係長	原	田	徳	仁

説明のため出席したもの

【環境省】

大臣官房廃棄物リサイクル対策部長	梶	原	成	元	君
大臣官房廃棄物リサイクル対策部指定廃棄物対策室長	是	澤	裕	二	君
大臣官房廃棄物リサイクル対策部指定廃棄物対策室長補佐	豊	村	紳	一郎	君
大臣官房廃棄物リサイクル対策部指定廃棄物対策室係長	根	本	純	一	君
水・大気環境局中間貯蔵施設室長	藤	塚	哲	朗	君
福島環境再生事務所本部長	高	橋	康	夫	君
福島環境再生事務所県中・県南支所長	黒	澤		純	君

付議案件

1. 管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）について
2. その他

開 会 (午後 零時 5 9 分)

○議長 (塚野芳美君) それでは、改めまして皆さんこんにちは。ただいまより富岡町議会全員協議会を開催いたします。

三瓶一郎議員より欠席届が出ております。ただいまの出席人数は13名です。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きたいと思います。

まず、町長にご挨拶をいただき、招集の理由の説明を求めます。

町長。

○町長 (宮本皓一君) 皆さんこんにちは。本日は、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）についてであります。管理型処分場につきましては、昨年12月14日に石原環境大臣並びに根本復興大臣より富岡町に対して活用の受け入れに係る要請がありました。このことにつきまして、本日は環境省より詳細な説明を受けるものであります。町の復興に関する非常に重要な課題でありますので、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の貴重なご意見をお願いを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長 (塚野芳美君) ありがとうございました。

お諮りいたします。本日の全員協議会は、公開で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 (塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、公開で行います。

それでは続きまして、ただいまの出席者、説明のための出席者でございますが、大臣官房廃棄物・リサイクル対策部部長、梶原成元さん、指定廃棄物対策チーム室長、是澤裕二さん、同じく室長補佐、豊村紳一郎さん、同じく係長、根本純一さん、水・大気環境局中間貯蔵施設チームチーム長、藤塚哲朗さん、福島環境再生事務所本部長、高橋康夫さん、県中・県南支所支所長、黒澤純さん、以上であります。

まず、梶原部長からご挨拶をいただきまして、引き続き簡単な自己紹介をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 (梶原成元君) 本日は、富岡町議会の皆様方、そして宮本町長初め町当局の皆様方におかれましては、大変お忙しいところフクシマエコテッククリーンセンター埋め立て処分計画案並びに中間貯蔵施設の案のご説明をさせていただく時間を賜り、大変ありがとうございます。

先ほど町長からお話をございましたように、本件につきましては、昨年12月14日に石原、根本両大臣から宮本町長初め県知事、そして双葉郡4町長の方々にご要請をさせていただいたところでございます。さらには、先週の水曜日には本計画につきまして改めて私どものほうから町長のほうに、宮本町長を初めとした町当局にご説明をさせていただいているところでございます。

先ほど町長からのご挨拶にもございましたように、エコテッククリーンセンター、管理型処分場でございます。これとか、あるいは中間貯蔵施設につきましては、私ども福島県なかんずくこの双葉郡の復旧、復興については、極めて重要なものだと考えてございます。本日私ども丁寧なご説明を申し上げて、ご疑問について、ご懸念についてできるだけお答えさせていただければと思っております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 環境省の指定廃棄物対策チームの室長をしております是澤と申します。

指定廃棄物対策チームでフクシマエコテッククリーンセンターの計画を担当しております是澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） 福島環境再生本部の本部長、高橋でございます。先日に引き続きましてよろしくお願ひ申し上げます。

○環境省福島環境再生事務所県中・県南支所長（黒澤 純君） 県中・県南支所長の黒澤でございます。除染廃棄物等で皆様方には大変お世話になっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省水・大気環境局中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲朗君） 中間貯蔵施設チーム長の藤塚哲朗でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室係長（根本純一君） 指定廃棄物対策チームの根本と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長補佐（豊村紳一郎君） 同じく、指定廃棄物チームの豊村と申します。よろしくお願ひいたします。

○議長（塙野芳美君） それでは、早速議事に入りたいと思いますが、今回私ども議会がこの本日の付議事件でありますフクシマエコテックセンターに関する説明を受けるのは初めてでございますので、どうか議員の皆さん、十二分な議論を尽くされて今後の判断の材料等にしていただきたいと思いますので、中身のある議論をお願いしたいと思います。

ではまず、説明はどなたがされますか。是澤さんですか。

それでは、説明をしていただき、3部あるのです。3部ですと一遍であれですので、この各資料ごとに一旦説明を切っていただき、その場、その場での質疑にしたいと思いますので、説明をお願いいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） エコテック関係は、まとめてご説明をさせていただけたらと思っておりますが、よろしくお願ひします。

○議長（塙野芳美君） エコテック。はい、わかりました。では、そのような形で説明をお願いします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） それでは、少しお時間を頂戴いたしまして、まずフクシマエコテッククリーンセンター埋め立て処分計画案についてご説明をいたします。

ご説明する資料でございますけれども、こちらの薄手のパワーポイントの資料と、少し分厚い埋め立て処分計画案というものがございます。基本的にこちらのパワーポイントの資料を使わせていただきまして、こちらの厚い方の資料で若干補足をさせていただきます。

それではまず、パワーポイントのほうの資料をごらんいただければと思います。表紙をめくっていただきますと、2ページ目にはじめにといたしまして、フクシマエコテックの活用の必要性について記載をしております。双葉地域、さらには福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題を一刻も早く解決することが必要であります。

既設の管理型処分場を活用して最終処分することが可能な1キロ当たり10万ベクレル以下の廃棄物につきましては、適切な処分場を確保して速やかに埋め立て処分を開始したい。

このために、フクシマエコテッククリーンセンターを活用させていただきたいと考えているものでございます。

次のページ、3ページでありますが、エコテッククリーンセンターの航空写真を載せております。所在地は、ご承知のとおり富岡町でございます。埋め立て処分場の面積、全体で9.4ヘクタールございます。そのうち埋立地の面積は4.2ヘクタールでございます。全体の埋め立て容量は約96万立方メートルございます。しかしながら、既に埋め立てられた部分が22万立方メートルございますので、残余容量は約74万立方メートルとなっております。

4ページは、フクシマエコテッククリーンセンターの遮水工についてご説明をしております。上側の四角でありますけれども、二重シートによる安全性の向上ということでございまして、エコテッククリーンセンターには底面、それからのり面に二重の遮水シートを施して安全性を高めている、そういう構造の施設でございます。

また、下のほうの四角にございますけれども、漏水検知システムを備えております。これは、万一そのシートに損傷があった場合、損傷部分から漏水がございまして、多くの電流が流れてその付近の電位が変化をいたします。この電位差を測定して遮水工の損傷位置を特定する、そういうシステムでございます。

次のページをごらんください。5ページ目、埋め立て対象廃棄物をご説明しております。1キログラム当たり10万ベクレル以下のものに限って埋め立て処分をする計画であります。具体的に3つのカテゴリーがございまして、まず双葉郡8町村の住民の方々が帰還された後の生活ごみ、その焼却灰や不燃物、この10年分の容量を確保いたします。これが2万7,000立米程度と見込んでおります。

対策地域内廃棄物、いわゆる避難指示が出て避難されている地域から出てくる廃棄物でございますが、これにつきましてはその災害廃棄物やあるいは帰還あるいは一時帰宅の際に発生する片づけごみ、可燃性除染廃棄物の焼却灰など、合計で44万5,000立方メートルを予定しております。

それから、3つ目でありますけれども、福島県内の指定廃棄物ということでございまして、これは8,000ベクレルを超える廃棄物、環境大臣の指定を受けたものというものであります、水道施設などから発生する浄水発生土、あるいは下水汚泥の焼却灰、廃棄物焼却施設から発生する焼却灰、農林業系廃棄物を焼却処分した際に発生する焼却灰、合計18万2,000立方メートル、全体を合わせまして65万立方メートルのものを埋め立て処分する計画でございます。

なお、この埋め立て対象廃棄物の量につきましては、関係事業の進捗に応じて随時見直しを行うこととしております。

6ページでございますが、まず左上の四角に記したとおり、埋め立て処分期間として双葉郡8町村の生活ごみの焼却灰や不燃物については10年間、対策地域内廃棄物と指定廃棄物につきましては、約6年間を目途に埋め立てを行います。1日当たりの搬入量としては、約400トンを見込んでおります。

搬入方法でありますけれども、まず各保管場所でフレキシブルコンテナバッグに収納いたしまして、重量や放射能濃度を測定して飛散粒子対策を施した上で計画的に搬入をいたします。搬入時には、廃棄物の種類や数量等を確認するとともに、容器の状態、廃棄物の圧密の状況、放射線量の測定を実施いたします。その上で受け入れ可能と判断された廃棄物を決められた場所で荷おろしをして、荷おろし後車両の汚れを落とし、放射線量を測定して汚染がないことを確認した上で退出をいたします。

7ページをごらんください。埋め立て方法についてご説明をしております。まず、埋め立て対象廃棄物のうち放射性セシウムの溶出量の多い廃棄物、これは具体的には飛灰を含むものでありますけれども、それにつきましては溶出を抑制するためにセメント固化を実施をいたします。

そのほか、放射性物質汚染対処特措法の処分基準に従いまして、土壌層や不透水性土壌層を布設しながら埋め立てを行います。その模式図を下のほうに図で示しております。

埋め立て作業中に降雨がある場合には、廃棄物の表面をシート等で覆いまして、廃棄物と雨水との接触を防ぎ、浸出水の発生やセシウムの溶出を低減いたします。

また、埋め立て完了後は、上面を不透水性土壌層で覆いまして、雨水を速やかに排除できるように勾配をつけて覆土を行います。

ちょっとまた前のページに戻っていただきたいのですけれども、6ページの右側に図がございます。緑の線に沿って搬入車両が入ってまいりまして、黒い丸のところで受け入れ確認や放射線の測定を行います。その上で、セメント固化が必要な廃棄物につきましては、右のほうにございますピンクの四角の場所、こちらでセメント固化を行います。この場所でございますけれども、既存のその浸出水の調整槽のうち1槽をこの固化施設のために転用をいたしまして、固化施設を新たに整備をして、そこで固化をつくる計画でございます。

こちらの埋め立て処分計画の案の資料をちょっとごらんいただきたいのでございますが、その18ページをお開きいただければと思います。18ページ、浸出水処理についてご説明しております。その下半分のところでございます。浸出水調整槽であります、現在は4槽ございまして、その合計容量が1万3,500立方メートルございます。このうち1槽を利用してセメント固化化施設を設置いたしますので、容量は9,300立方メートルになります。この施設1槽を廃止して容量は十分なのかということのご説明をここに書いてございます。今回汚染廃棄物の埋め立てを行うに当たりまして、埋め立て中の埋め立て区画の全域をキャッピングシートで覆いまして、埋め立て地内への雨水の浸入と浸出水の発生を抑制することとしております。埋め立て作業を実施していない区画は、常時キャッピングシートで覆いますし、埋め立て作業を実施中の区画についても、雨天時にはシートで覆います。その結果、雨水の浸透量は非常に少なくなりまして、仮にその10%の雨水がこれで浸透するとしても、必要な浸出水調整槽の容量は、19ページの上のほうにございますが、大体263立方メートル程度になると推計しております。これを非常に大きく見積もりまして、仮に50%もの雨水が浸透するといったとしても、必要な浸出水の調整槽の容量は3,062立方メートルでございます。3槽での容量が9,300ございますので、浸出水の調整槽としては十分な容量が確保されているというふうに考えております。

もとの資料に戻っていただければと思います。8ページ、安全評価の結果についてご説明をしております。エコテッククリーンセンターにおきまして、特定廃棄物の埋め立て処分を行う場合の放射線被曝につきまして、有識者で構成をいたします災害廃棄物安全評価委員会において安全評価を実施しております。その結果、敷地境界線上での追加被曝線量が原子力安全委員会が示した目安、年間1ミリシーベルトを大幅に下回り、具体的な数値は下の表にございますが、0.056ミリシーベルト程度になるという評価結果を得ております。この数値は、敷地境界線上のものでございまして、埋立地から周辺、さらにはその下流域の生活空間までの間には、さらに相当な距離がございますので、生活空間への影響はないと考えております。

9ページをごらんください。施設の点検とモニタリングということでご説明をしております。まず、施設の機能維持、故障、事故の発生予防のためにコンクリートの堰堤、遮水工、浸出水処理施設などにつきまして定期的に点検を行います。点検結果は、もちろん記録、保存をいたします。

また、埋め立て期間中から継続をして周辺の空間線量率や放射性物質の放射能濃度、地下水などのモニタリングを行い、測定結果の記録保存をいたします。その位置図を図に示しております。

10ページでありますけれども、エコテックの活用について、国の事業として環境省が責任を持って埋め立て処分を行うことについてご説明をしております。

モニタリングにつきましては、環境モニタリングは環境省がみずから実施をいたしまして、その結果の公表も行います。

また、安全監視委員会を設置をいたしまして、処分状況やモニタリングデータなどを確認し、廃棄物の埋め立て処分が適切に行われるよう監視、監督をいたします。

万一の事故時の対応でありますけれども、これも国が責任を持って対応いたします。

事故等により第三者に損害が発生した場合には、国が責任を持って対応をいたします。

最後、11ページでありますけれども、運搬計画についてご説明をしております。まず、車両の運行管理と経路の選定であります。走行中の全ての車両に運行状況発信装置を装備いたしまして、走行ルート、走行時間、速度、加速度、距離を随時把握をいたします。

また、エコテッククリーンセンター付近の運搬経路については、既に締結している住民協定を遵守をいたします。

なお、各保管場所においても協定等を尊重いたしまして、住宅街、商店街、通学路、狭い道路を極力避けるとともに、通学、通園時間帯等の運搬を極力回避した経路、走行時間帯といたします。

また、積み荷の管理、飛散防止対策につきましても、あらかじめ廃棄物を湿潤状態にして、フレキシブルコンテナに収納いたします。

また、フレキシブルコンテナは、強度、防水性が十分にあるものを使用しまして、運搬前には健全であることを確認した上で運搬をいたします。

それから、廃棄物の荷崩れを防止するために、適切に固縛を行い、また荷台をシートで覆うなどの対策を実施します。シートは、遮水性のものを使用して雨水が浸入しないようにいたします。

さらに、セメント固形化が必要な廃棄物、不要な廃棄物を区分して専用積載とした上で運搬を行います。

以上が埋め立て処分計画の概要でございます。この内容につきまして、昨年12月14日に福島県知事並びに富岡町長、楢葉町長、双葉町長、大熊町長の皆様方にご説明をさせていただいたところでございます。

なお、その後でございますけれども、実は1月11日の日に福島県の産業廃棄物技術検討会という会議が開催をされまして、その場でこの埋め立て処分計画案をご説明し、福島県の委嘱されている処分場の安全性の確認などを行われる有識者の方々に対してご説明をさせていただきました。私どもがお示しした案につきまして、例えばのり面の安定検査につきまして、私ども非常に一般的な方法で計算を実施したものですから、実施方法をもう少し工夫をして再計算をしてみるべきであるというようなご指摘であるとか、あるいは雨水が実際に処分場の中でどのような挙動を示すのか、もう少し詳しい解析を結果を示してほしい、そのようなご指摘をいただいたところでございます。現在そのご指摘に応えるべく作業を実施しております、改めて県の技術検討会のほうにご説明をし、安全確認することとしております。

以上、ご説明とさせていただきます。これから町当局あるいは議会の皆様にもご説明し、いろいろご意見を頂戴した上で、ぜひ住民の方々にもご説明させていただけるよう、一つ一つ手順を踏んでお話を聞きいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塚野芳美君） とりあえずエコテックの部分が終わりましたけれども、今事務局のほうと話

ししましたらば、お手元に配られているその中間貯蔵施設の資料、これはこのエコテックの分に関する分というだけでごく一部だそうですので、関連しているということありますから、あわせてこちらの中間貯蔵施設の分も説明ください。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） それでは、こちらのパワーポイントの資料を使用しまして中間貯蔵施設の案についても概略をご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、3ページ目にはじめにといたしまして、中間貯蔵施設の必要性について整理をいたしました。県内各地の仮置き場に大量に積み込まれた土壌や廃棄物の問題を解消して復興を推進するために、中間貯蔵施設が必要不可欠でございます。今般双葉、大熊、楢葉の各町のご理解をいただいて行ったボーリング調査の結果を含め、これまでの検討結果を中間貯蔵施設の案としてまとめたものでございます。今後これをもとに地元の方々としっかり対話をさせていただきながら、27年1月からの供用開始に向けて政府一丸となって取り組んでいきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、さらに次のページ、5ページをごらんください。中間貯蔵施設に貯蔵する土壌や廃棄物の量や濃度についてまとめております。中間貯蔵施設としては、全体で2,800万立方メートルの容量を確保する前提で検討をしてまいりました。

1枚めくっていただきまして、6ページでありますけれども、施設の配置の基本的な考え方をまとめしております。ボーリング調査等の結果によれば、各町の調査区域付近の下部にはいずれも堅固な地層の分布が確認されておりまして、土壌貯蔵施設等を設置することが可能と評価をしております。これを踏まえて、6ページの下にありますような配置の基本的な考え方を踏まえながら施設の配置を検討いたしました。

その結果を7ページから9ページにかけまして双葉地区、次のページが大熊地区、楢葉地区、それぞれの施設配置を示しております。

10ページ、11ページには、貯蔵施設の構造について記載をしております。放射性セシウム濃度が1キロ当たり8,000ベクレル以下の土壌については、10ページ左側の土壌施設I型、8,000ベクレルを超える土壌は、10ページ右側あるいは11ページ左側のように遮水構造等を備えた土壌貯蔵施設II型、そして10万ベクレルを超える廃棄物については、11ページ右側のように遮蔽効果を持つ建屋に貯蔵容器を入れた上で貯蔵することを基本としております。

次のページ、12ページには、地震や津波などに対する考え方を整理しております。この地域で想定される最大規模の地震動や津波に対しても、適切な構造設計や地形、地質を踏まえた配置を行うことによりまして、放射性物質に係る安全性を確保いたします。

13ページには、中間貯蔵施設の安全評価について整理をしております。中ほどの四角にありますとおり、試算した評価値は基準を下回る結果となっております。今回の評価の前提とした安全管理上の方策を実現し、安全性が確保されるよう今後詳細設計等に反映してまいります。

次のページ、14ページには、運営管理の考え方を記載しております。法令を遵守し、今後安全にかかる規定やマニュアルなどを整備するほか、人材育成を含め運営体制の整備を行うとともに、緊急時のさまざまなシナリオを準備して対応策を立案いたします。

また、情報公開センターなどにおける情報公開や、地域の方々とのコミュニケーションなどを通じまして、透明性、信頼性の確保を図ります。

15ページには、仮置き場から中間貯蔵施設の運搬に関する、①の運搬中、積みおろし中の安全対策や⑤の健康・生活環境及び一般交通に対する影響の最小化など、9項目の基本方針を整理しております。今後、専門家からなる検討会で具体的な運搬方法について検討を進めます。

16ページでありますが、環境保全対策の基本方針をまとめております。下の左側の四角にあるとおり、中間貯蔵施設内での重機の稼働や減容化施設の稼働による大気質への影響、造成工事等に伴う動植物等への影響などを抽出をいたしまして、それぞれについて右の四角に記載したような対策を講じることの必要性を整理しております。

17ページには、損失補償の考え方を整理をしております。

また最後、18ページでございますけれども、最終処分の考え方を整理しております。中間貯蔵施設を受け入れていただくような環境が整えば、法制化を図るという考え方でございます。

以上、大変駆け足で恐縮でございましたが、中間貯蔵施設の案の概要についてもご説明をさせていただきました。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 議長、立ったまま、それとも座ったまま……

○議長（塚野芳美君） 座ったままで結構です。

○5番（安藤正純君） はい、わかりました。

3点ほど質問させてください。まず1点、先ほど梶原部長のほうから復旧、復興に極めて大切なエコテックは施設であるということで、ご理解くださいという話なのですけれども、復旧、復興には確かに重要な施設ではあるけれども、住民帰還を考えた場合にこれは迷惑な施設なのです。やはり富岡の場合には、一人でも戻りたい人がいれば除染すると。戻ってもらうと。そういうときに、これは仮置き場とか中間貯蔵とか、そういう施設ではなくて、最終処分場だということなのです。食べ物とか飲み物の基準、こういったものからいけば、8,000から10万というのは、決して低い数値ではないです。私は、できれば国、東京電力が買い上げた人の住まないところ、そういうところにこういう施設を持っていくべきであると。楳葉の町長が波倉の中間貯蔵は、楳葉1町で考えるものではない。宮本町長も、富岡のエコテックは双葉郡全体で考えるべきだと、そういうふうに発言しております。私も、全くそのとおりだと思います。やはり国は、双葉郡をどのように考えているか。こういった施

設をばらばらに置くよりはまとめて置く、そっちのほうが住民は帰還しやすい、私はそう思うので、この答えは梶原部長から答えてください。

あと4ページに、この資料の4ページ、底面に底面遮水シート、あとはのり面にのり面遮水シート、こういったシートありますけれども、今1Fで汚染水対策、そのときに地下水がまざってこのシートが破けたとか、それで急遽移転すると。私は、どうしてもこの二重にした防水シートでも、その放射性物質の半減期から見れば、10年や20年の話ではない。最終処分場ということになれば、何十年、何百年単位のここに置いておくということになれば、二重にしても安全性にはかなり疑問があると、これが2点目。

3点目は、11ページ見てください。フクシマエコテックと地域住民の住民協定があると。住民協定に基づいてというふうにここに書かれています。協定を尊重して運営すると。住民協定の中には、産廃なんかはあるのかなと思うのだけれども、放射性廃棄物を搬入するとか、放射性廃棄物をここに貯蔵するとか、最終処分するとか、そういうような内容の住民協定になっているかどうか、この点を答えてください。この3点答えてください。

○議長（塚野芳美君） 梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君） 大変ありがとうございます。

まず、第1点目でございます。中間貯蔵施設も含めて、この双葉郡の中で実際にご帰還をしていただくためには、現在ございます瓦れきであるとか、あるいはその帰還あるいは一時帰還の中で出てまいります片づけごみ等の処分を早急にするということも、ひとつ帰還をしていただくためには大変重要なことではないかというふうに考えてございます。このような施設をつくり、あるいは利用させていただくことについては、大変心苦しいことではございますけれども、どこかでつくり、あるいは処分をしなければならないものと思っております。それで、今回私どもご提案させていただいているフクシマエコテックセンターにつきましては、既存の最終処分場ということで、そういう意味におきましては、ある意味できるだけ早く処理をするといったようなもので使用可能なものでございます。

安全性につきましては、先ほど資料の中でもちょっとご説明を申し上げておりますけれども、専門家の方々のご検討も賜り、安全評価といたしましては、埋め立て中の敷地境界での数値あるいは埋め立て完了後、長期にわたって管理をさせていただきたいと思っておりますけれども、その管理の中での敷地境界の数値、これもそれぞれ基準を大きく下回ってございます。私どもといたしましては、先ほど来ご説明申し上げましたいいろんなさまざまな対策をとり、安全性につきまして丁寧な説明をさせていただき、ご理解を賜りながらぜひ身の回りのごみ、汚染されたものを早急に処理をするという観点でご理解を賜っていければと思ってございます。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 2点目のご質問でございます。

遮水シートの安全性についてのご指摘でございました。東京電力福島第一原発でも遮水シートを使用しているのではないかということでございます。埋め立て処分場でこの遮水シートに求める機能と、東京電力福島第一原発の地下水をためてした施設との機能には、一番大きな違いは何かといいますと、埋め立て処分場の中というのは水をためる施設ではなくて、埋め立て処分場の中にたまつた浸出水というのは、できるだけとにかく速やかに外に出す、そのために調整槽があるわけですけれども、中にはためない状態で使用していくと、それが処分場でございます。したがいまして、遮水シートに求められる機能というものがそもそも違うというところもあるわけありますけれども、この処分場の中で使用する遮水シートといいますのは、いろいろ紫外線の照射や耐久性の確認試験なども実施をいたしまして、きちんと管理をしていれば大体100年程度までは遮水機能を維持することができるのでないかと、そのような評価結果もございます。

また、このフクシマエコテックの場合でありますけれども、実はその遮水シートの直下に非常に強固で透水性の低い地盤が存在をしております。したがいまして、万々が一遮水シートの機能が若干損なわれたとしても、その地下水を通じた汚染は生じない、そのような非常に安全度の高い処分場であるというふうに考えております。

3つ目のご質問の公害防止協定についてでございます。これにつきましては、ご指摘のとおり現在の協定の内容というのは、放射性物質に汚染された廃棄物を埋め立てることを前提としたものではございません。したがいまして、私どもこれから町当局あるいはその住民の方々にご説明をさせていただく中で、別途どのような形でどのようなお約束をさせていただくべきかということについて、よくご相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 梶原部長、私の質問と先ほど答えてくれた内容がちょっとかみ合っていないのです。

私は、こういう施設は国、東電が買い上げた人の住まないところ、そういうところへ持っていくべきではないかと、そういうふうに質問しました。部長が言う安全性ということであれば、何も福島県内からとか、あとは例えば栃木の矢板とか茨城の高萩のように、ああいう反対運動は起こらないのです、本当に山の中だから、国有林とか国有地の。なぜ、結局私らこういうことを言うかというと、必ず町に戻りたいというパーセントは下がります、これ。富岡で12%ですから、大熊で8%、双葉で10%、1割前後なのです。こういったものを住民がこれから戻ろうとするところに持ってくるということは、もう帰れない。国がそんなことを考えているのであれば、帰りたくない。国は、双葉郡全体のグランドデザインをどのように考えていますか。人が住めるところ、人が住めないところ、これをちゃんと分けて、住めないところは国が買い上げて、そこに最終処分、これ仮置きではないですね、エコテックは。仮置き場だったらば、二、三年で中間貯蔵に持っていくから仮置きさせてくださいと、私は反論しません。最終処分ということであれば、国は双葉郡全体をどのように見ているかということ

とをこういう席で言わなかつたらば、安全であれば福島のごみは福島でためておけばいいのではないの。県外のごみは、おのののその各地区でためておけばいいのではないの、国が説明すればいいのだから。何でこの地に持っていくか、みんな嫌がっているからでしょう。嫌がっているから持つてくるのだから、ちゃんと国は人の住めるところ、住めないところの全体像をまず話して下さい。

2点目、この防水遮水シートの話なのだけれども、やはりその汚染水のシートとこの処分場のシートは違うと。100年くらいはもつということなのだけれども、私専門家でないからよくわからないけれども、そのセシウムとかそういう放射性廃棄物の10万ベクレルというのは、人体に影響のない程度まで自然減衰するのに何年かかるか、それちょっと教えて下さい。100年以内で上がれば、100年もつ防水シートでも十分かなと思うけれども、137の場合には半減期30年で半分、半分、半分で減っていきますけれども、簡単に100年や200年で済む問題なのか。もっともっと先がある問題なのか、そこを教えて下さい。

あと、3点目のその地域の人たちの協定、放射性廃棄物の協定はしていないと。今後どうするかということなのだけれども、ぜひこの周辺地域の人たちともう一回協定をやり直してください。これはやり直すべきです、産廃を運ぶ協定しか結んでいないのだから。当然これから放射性廃棄物を運ぶのであれば、放射性廃棄物を搬入させて下さいと、そういう協定のやり直し、これをぜひやってからの話です。この3点、もう一回お願ひします。

○議長（塚野芳美君）　梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君）　どうもありがとうございます。

双葉郡全体のグランドデザインという点でございます。国としてグランドデザインを書くということにつきましては、今復興庁を中心にして議論しておるところでございますけれども、ただ私どもこのグランドデザインを考える際には、まずはこの双葉郡にお住まいの方々、それぞれの行政当局、議会の代表の方々、そして住民の方々の意見を十分に聞いて決めていくものだと思っております。

それで、そういったようなその全体のグランドデザインと今回のエコテッククリーンセンターの件についての関係、人が今後住まないようなところへ持っていくべきではないかというご指摘でございますけれども、私どもとしましては、現在既にある既存のエコテックセンターで、これを利用させていただければ、早く生活空間からごみを除外することができると思っております。また、現在今双葉郡に、これまで双葉郡にございました廃棄物の最終処分場につきましても、現在使えない状況になってございます。これから帰還が進んでいく中で、そういった生活ごみというのも出てまいります。今回は、その生活ごみを処分をするといったような10年間分のその生活ごみの処分の埋立地という形の性格にもしております。そういったような意味におきまして、既存の処理施設を使えるということは、大変にそのスピーディーな復旧、復興につながるものと考えてご提案をさせていただいております。

ただ、もちろんご提案をさせていただくということで、これから今ご説明をさせていただくという

段階でございます。皆様方の理解、そして住民の方々の理解を賜るよう努力しながら進めさせていただければ大変ありがたいと思っております。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　そもそも10万ベクレル以下のものが、では100年後にどうなっているのかということでございますが、これは原発の事故が発生をいたしました際に、その放射性セシウム137、134、それぞれの割合がおよそ1対1であろうという状態でございます。今それから3年近くたっておりますので、134のほうの割合が若干低くなっています。

そういう前提で、今10万ベクレル程度のものが、では100年後にどうなっているかということを単純に計算をいたしますと、大体100年後で10分の1以下にはなっているだろうということでございます。現在エコテックで埋め立てを予定している廃棄物、今10万ベクレル以下だというふうにご説明しましたけれども、平均値でいいますと、これは済みません、これから変動するかもしれません、大体2万ベクレルとか、そういうふうな、全体を平均するとその程度のものであろうと考えております。そういう意味で、100年後のような非常に長期の後には、相当放射能濃度も低くなっているだろうということが想定されます。

その上で、放射性セシウムにつきましては、ご承知のとおり土壌に非常に強固に吸着するという特性がございます。もちろんその遮水シートの機能というのは、永遠に続くものではないわけですけれども、相当時間がたった後に遮水シートの機能が失われて一部の放射性セシウムが仮に漏えいしたとしても、その直下の土壌に吸着されるということになります。このため、地下水を経由して環境汚染が生じるようなことはないというふうに考えております。したがいまして、例えば100年後というような状況であれば、周囲に囲いを設けて掘削などを制限するというような管理をすることで問題は生じない状態にできるというふうに考えております。

それから、3点目の地域の協定のお話でございます。ご指摘も踏まえまして、どのような協定にすべきかというところは、今から町当局ともあるいは住民の方々ともよくご相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（塚野芳美君）　5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君）　1点目の梶原部長のお話、早くごみを除外するためにこの施設を利用させてくださいと。

生活ごみ、台所から出るごみではないのです。早く除外したい。これは、10万ベクレルで相当放射性の強いもの、早く除外したいからそこに置きたい。置きたいのであれば、もう3年だ。国は何やっていたの。早く国有化して買い上げて、人の住めないところを早くつくって、そこに置くべきではないの。帰還困難区域で、もう帰れないとあきらめている人も随分いるのだから、そういうところに私は運ぶべきだと思います。ちょっと発言が8,000から10万を何か家庭から出る生活ごみくらいの発

言だから、ちょっと軽い。ごみをもう除外したいからその既存の施設を利用したい、そんな軽いものではないから。だから、もう私ら3年もこうやって避難生活送って、これから本格除染富岡で始まるので、戻りたいと思っている人もいっぱいいるわけ。そういった中で、やはり戻ろうとする場所にこういった施設は要らない。やはり国が買い上げて、住めないところに持っていくべき、これが梶原部長に言いたいこと。後で答えてください。

2点目の黒澤支所長、100年後大体10分の1、1万から2万ベクレルかなと、大体おおよそで。それは、相当低いという言葉使ったのですけれども、私たちは相当低いと思っていないです、100年たつても。100年たつてもまだまだ高いです。飲み物の国の基準は10ベクレルだ。食べ物は100ベクレルだ。そこで1万とか2万、100年たつてもそんなに強く残っているものがなぜ低いの。その辺の感覚がちょっとずれている。やはり第一原発の地下水汚染とか、海洋に流れ出ているとか、いろんなものを見たときに、国の発表も、東電の発表も最初は軽く言う。だけれども、だんだん、だんだん重くなってくる。こういったものだって、最初の説明は軽いけれども、これから先10年後、20年後、どういう事態が発生するかわからない。やはり人が住む、これから戻ろうとするところには、こういう施設は私は要らないと思う。

この3点目の協定、これは先ほど言ったように町当局との話し合いということだから、これ以上質問しません。

1点目と2点目、もう一回お願ひします。

○議長（塙野芳美君） 梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君） どうもありがとうございます。私は、説明が下手くそで、大変ご迷惑をかけていることをまずおわびを申し上げたいと思います。

これまで3年間、もう2月に入っていますので、来月で発災から3年でございます。その間、特に避難をしていただいた地域の災害の廃棄物の処理、あるいは除染がおくれていることにつきまして、深くまずはおわびを申し上げたいと思います。それで、ちょっと生活ごみの話をいたしました。それが私ども生活ごみと同じように放射性物質で汚染された廃棄物のことを考えているというわけではございません。もちろんその放射性に汚染されている廃棄物が生活空間、身の回り、目の前にある、自分の家の周りにある、あるいは仮々という形で自分の目の前に置いてあるといったようなことがないように、できるだけ目の前の生活の空間そのものからちゃんとした管理のもとに置きたいといったような意味で申し上げたわけでございます。決して8,000ベクレル以上、10万ベクレル以下のものが放射性物質として、汚染されたものとして簡単なものだというふうなご説明をしたつもりはございません。誤解を招くご説明をしたことを大変深く申しわけないと思います。

もう一点、済みません、2番目の質問、これ先ほどから是澤のほうから答弁させていただいていることでありますけれども、まず入れるもののが100年で10分の1ぐらいになるということを申し上げました。今8,000ベクレルから10万ベクレルまでのものを入れるという形の計画ではございますけれど

も、恐らく平均して2万ベクレル程度のものだとございます。それが10分の1になるとするならば2,000、10万ベクレルのものだったら1万という数字になるということを申し上げたものでございます。

ただ、10ベクレルあるいは100ベクレルといったような数字との比較におきましては、埋め立てをすることによりまして、例えば先ほど来の資料の中にありますように、フレコンバッグの中に入れて、それでさらにはその埋め立てする場合については、ベントナイト土壌にサンドイッチ的に挟みながら処理をさせていただく。さらには、それを3メートルごとに不透水性の土壌でまた仕切りをしながらやっていくという形で、ある意味深く閉じ込めるといいますか、封じ込めるといったような多重の防除をさせていただきたいという形で今提案をさせていただいております。そうでありますので、それが放射性セシウムが直ちにそこから出て飲料の用に供されるでありますとか、そういったことがないようにしっかりと管理をしていきたいと、そういうことでございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 詳しいことはよくわからないのですが、ただ一応町民の中で思うのは、その施設ができるに当たって、やっぱり戻りたいという場合どう影響あるかということだと思うのです。

その中に一番、その5番のまず運搬の中において、一般の道路はもちろん使うと思うのですが、この中に通学通園時々時間を通す、そういう問題ではなくて、基本的にその高いレベルのものを運ぶ車が公道なり、極端に言うとみんながよく使う道路を通るわけです。そうなってくると、その道路が富岡今これから除染始まっていきます。そうすると、汚染されていくのではないかということの不安と、あと先ほど5番議員が言ったように、そういう人が集まるようなところにやっぱり設けるべきではないというのは私も思うし、基本的にはそういう人たちが常に通らない道を使っていただくような納める場所というのは最適だと思うのです。それであともう一つ、その中に走行ルート云々というよりも、そういうことがまず前提ではないかという1点と。

あともう一つ、ちょっと戻りますが、2ページのさっきから出ている遮水工の中においてのシートを二重にする、それは確かに前からも言っていらっしゃいましたけれども、それでこの中に一応ある程度電気の力でその探知をするというのですが、これ基本的にその後に漏れた場合、実際に埋めていますよね。そうすると、では漏れましたというと、そこ掘り返してまたやるのですか。その点、ある程度の量がたまつてくる場合、実際的にはそんなすぐに放出もできるわけではないのに、実際的に逆にそういうときの不安というのと、あとさっきちょっと出た中で、基本的に高い放射性物質については、土壌につくから地下水まで行きませんよという、実際に土壌につくということは、そこから破損しているということを認めている発言にも思われるのですが、その点ちょっと訂正するのか、土壌につくのは当たり前ですよと思っているのか、この3点教えてください。

○議長（塚野芳美君） どなたがお答えになるのか。お答えになる方は、はっきり手を挙げてください

い。

是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） まず、運搬過程の安全性についてでございます。

まず、道路が汚染されるのではないかというようなご懸念のご指摘がございました。まず、その運搬の車両自体については、そもそもその保管場所から搬出をする際にきちんと測定をいたしまして、放射性物質に外部が汚染されていないことを確認をして、線量などもはかって、チェックをした上で運搬をいたします。実際荷物としてその8,000ベクレル、10万ベクレル以下の汚染物を含むトラックが通行するわけでありますけれども、その車両の運搬についても、安全性評価を実施した結果、例えばその3メートルぐらいの場所で仮にそこで24時間生活をされていたとしても、年間の被曝線量というのは、もうコンマ00何ミリシーベルトというようにとどまるという、そういう評価結果も得ております。そういうことで、運搬過程についても、安全評価上は問題ないということを確認した上で事業を実施させていただきたいということでございます。

それから、2点目の遮水シートのお話でございます。まず、万が一ではその破損が検知されたらどうするのかということでありますけれども、ご指摘のとおりそれはいろんな工法ありますけれども、そこの破損特定した箇所まで掘り下げて補修をするということになります。もしそういう状態になればそういうことになりますが、1つだけそもそも遮水シートの破損というのがどういうときに起こりやすいかということなのでありますけれども、一番多いのは埋め立ての初期の段階で、重機が遮水シートのすぐ上を動き回っているようなときに破損というのは実は一番生じやすいものであります、かなり埋め立てが進んでいった後から損傷するというのは、事例としてはもう非常にまれなケースになるというようなこともございます。しかしながら、万が一そういう破損が見つかったら、掘り下げて補修するということであります。

それでもう一点、先ほど私がご説明の中で土壤に強固に吸着する特性があるので、万が一の場合にも地下水系への汚染は生じないということをお話をいたしました。これは、あくまでも遮水シートの機能が仮に失われたとしてもという、そういう仮定の話ををしていただいて、もちろん遮水シート自体はきちんと一定程度の期間ちゃんと機能するというふうに考えておりますけれども、それでも万が一ではそれが損なわれたらどうなるのか。100年後までもたないのでしょうと。では、100年後どうなるのかというご質問に対して、仮にその遮水機能が失われたらどうなるかという場合のご説明をしたものでございます。その辺ちょっとご説明が不足していたかもしれません、ご理解いただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 私が3つ質問したというのは、簡単に町民の方が理解するに当たって、その仮説、仮定というのは、基本的に全部そういう形にとってしまうのです。

ですから、基本的に漏れたならこうつきますといったら、ではもう完全に漏れるものだと。あと、道路も基本的に1台、2台で通るのだったら誰も文句言わないので。これから数千台ぐらいにわたり通ってくるわけですから、だから少しの土、簡単に言うとついたものも、何回も通ればたまるだろうという考え方もあるわけです。そうなってくる場合、基本的にもう感情的な問題ですから、そうなってくると、どう説明しても町民は納得しないのです。そうなってくると、一番感情的になってくるのは、やっぱり私たちがこれから帰る、行く、まず橋を通って富岡に入る手前にそういうものあるということ自体がもう拒否反応起こしているわけですから、本来はそこから環境省考えて、もっと住民が帰ってこない地域、また国がある程度買収なり買い上げられる地域に本来つくるべき、もうここまで来てしまったからどうこう言いませんが、そう思っての本来だと思うのです。そうなってくると、それにいかに対応していくかというのは、その書類上の問題ではなく、実際的にこういう形、こういう形、納得してくださいというものをちゃんとした理屈に合うようなものを提示していただかないと困るということを言っているのです。

○議長（塙野芳美君）　梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君）　大変ありがとうございます。

私ども今回安全性の議論をさせていただく際に、いろんな有識者の方々のご意見を賜りながら、どういうやり方でやっていくのがいいだろうかということをご指導賜ってきたところでございます。その中で、先生方からは、例えば多重防護といいますか、これをやってさらに外側にこういうものをやって、さらにその外側にこういうものやってと。それでも何かあったときでも、また大丈夫というような、その多重の説明をできればしなさい。それが最も安全にやる上で重要だというふうなことを言われております。それで、こんなことを言ってしまったのですけれども、今先生ご指摘のわかりやすく説明をすることに関しては、言えば言うほどわけわからなくなるというような面もございますので、ぜひ今のお言葉を肝に銘じて、わかりやすい説明を心がけてまいりたいというふうに考えております。どうもありがとうございます。

○議長（塙野芳美君）　6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君）　ですから、一応今先ほど言ったとおりを十分考えていただくとともに、簡単に施設も自然の施設なわけあります。

だから、実際的にある程度仮説は必要かと思うのですが、自然を仮説に合わせたって結局ああいう大震災が来てしまうわけですから、これは大丈夫だと言っても、やっぱりそれはちゃんと地域の行政とも協議をしながら、また行政の、一番わかるのは地域の行政ですから、住民もそうですが、そういうのを踏まえてやっていただきたいと思います。要望です。

○議長（塙野芳美君）　11番、高橋実君。

○11番（高橋　実君）　ちょっと前置きさせて。平成24年4月13日、全員協議会で当時の高山副大臣か、政務官関係が来たときに質問したやつ、どこまで今の環境省さんが受け継いで対応しているのか

を確認させてもらいますから。

まず第1点、簡単な話です、つくってきた資料にもありますから。これ、立米当たり比重を何ぼにしているのか。その状態で、割り算するとこれ1トン100だから、立米当たり。そうすると、65万立米というと、71万5,000トン既存の一般廃棄ごみの上に乗っかるのだけれども、その状態の今の形状、多分西側はすり鉢型に全部のり面、何ぼになってくるかわからないけれども、その状態で耐火試験をやって、71万5,000トンが乗っかったときに滑るか滑らないか、地盤沈下とか。それに伴って、地震が震度1、2、3、4、5、6になったときに、どれだけの動きがあるのか予測しているかしていないか、まず第1点。

第2点、浸水の水処理関係、今言った第1部にもかかってくるのだけれども、そうなったときに必ず出てくると思う、水は。固化をして、何をしてと書いてあるけれども、予測だから、出たときに出たものをどういう処理するか。ベントナイトとかいろいろやり方はあると思うのだけれども、それを明確にちょっと教えてもらいたいのと。

あと、今の既存のエコテックの許可は、平成39年3月31日で閉鎖になっているわね。それを延長するのか、今現在これをを利用してやるときに、一旦前のエコテックの許可を廃止にして、現状を確認県にしてもらって、引き渡した状態で新規で取り直してやるのか、とりあえずその点教えて。

○議長（塚野芳美君）　　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず、最初の比重とその安定計算の関係でございますけれども、ご指摘のとおり比重は、焼却灰とか不燃物でございますので、1.1を前提として計算をしております。

その上で、こちらの資料の14ページ、15ページをごらんいただきたいのですけれども、そちらに安定計算を実施した結果をお示しをしております。そこにございますけれども、必要な安全率として常時で1.2、地震時で1.0という安全率を設定をいたしまして、それを満足できるということで計算結果を得ております。しかしながら、ちょっと冒頭でご説明をさせていただいたのでありますけれども、この計算方法につきまして、もう少し精査が必要ではないかというご指摘を今県の技術検討会のほうでご指摘、ご意見を頂戴しております、今ご指導もいただきつつ再度計算をしている、そういう状況でございます。

それから、2点目の水処理の関係でありますけれども、同じくこちらの資料の18ページをごらんいただければと思うのですけれども、まず浸出水、ご指摘のとおりなるべく発生をしないようにいたしますが、ゼロにはなりませんので、その対応はいたします。今回浸出水の処理につきましては、通常の処理をした後の処理水を一旦大きな貯留槽の中にためます。ためた上で、放射性物質、放射性セシウムの濃度の測定をいたしまして、それが基準値を下回っていることを確認してから、ですから放流の都度確認をした上で放流をいたします。もし放射性物質の検査の結果、基準値を満たしていないという場合には、ゼオライト吸着等を通してまたもとの貯留槽に戻します。戻して、その処理後の

水が基準値を満足しているということを確認をした上で放流をいたします。

それから、3点目の施設の閉鎖についてでありますけれども、これは県の処理施設の設置の許可を受けた際に、閉鎖の時期というのが決まっているわけではないというふうに理解をしております。恐らく計画上そういう時期が設定されているということであるかと思います。したがいまして、処分場の廃止につきましては、これは産業廃棄物を埋め立てている部分がございますので、それについては引き続き県の監督のもとに廃棄物処理法に定める廃止の基準を満足したと言える状態になって廃止ができるということになろうかと思います。いずれにしましても、一体のものとしてこれから管理をしていきますので、放射性物質に汚染された廃棄物も含めて、もう管理不要と判断される時期が来るまでは、この処分場は廃止はしないということでございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 資料をつくりっているからわかると思うのだけれども、現地も見に行っていると思うのだけれども、結局現地盤から今度の新たなフレコンバッグ関係、焼却灰も積んでいくわけではないのね。現に一般廃棄ごみが二十何万立米入っているわけ。そうすると、どの地層を指しても同じものが入っているというのはあり得ないわけ。あり得ない。あり得ない状態で71万5,000トンも乗っかったときに、弱いところは弱いわけ。滑る、絶対に。滑ったとき、今度一般廃棄ごみの密と入れているやつの密があればと考えていませんでしたか。

あなたの答弁は、あくまでも今からこういう施設をつくる、砂質なら砂質とか、東電で原発の地盤か、出ている地盤まで落としてある程度のかたさまでいった状態の話ならいいけれども、今現に21万とか2万一般廃棄ごみ入っているわけだから、みんなどこ指しても同じ地盤の強度あるわけがないのだから、せめて目くらに何十カ所も災禍試験やるとか、何かした状態で全部わかって物しゃべっているならいいのだ。そうすれば、あなたの答弁は理解できるのだけれども、まずやりました。

○議長（塚野芳美君） 豊村さんですか。

豊村さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長補佐（豊村紳一郎君） 既存の廃棄物等につきましては、その地盤の強度などははかつて、当然強度が足りないということになれば、地盤改良してその強度というのは必要なものを保ちたいというふうに思ってございます。

今その強度をはかつてているというわけではございませんが、実際その必要な強度というのは、当然先ほどの資料でも説明のあった滑り計算の中でも土壤定数置いていきますので、その数字をなるようしつかり品質管理等はやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） だから、前も言っているのだけれども、暇だてしてこうやって被災地からみんな集まっているのだから、ちゃんとしたバックデータのもとで資料をつくってもらってこないと、ではもう一回そういうやつが仮にそういう場面にいったらば試験して、ちゃんとしたデータをつ

くって、また説明会開くの。そして、最終的にある程度こういうバックデータ各議員さんが話をしたやつを全部詰めた状態でいいか悪いか、仮に富岡議会なら富岡議会が決めればいいのか。そうしたら、2年も5年もかかる、これ。そこら辺のバックデータ何でしっかりつくってこないの。それだけ答弁できるの。

○議長（塚野芳美君） どなたがお答えになるのですか。そのままだと議会が進みません。梶原さんですか。

梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君） どうもありがとうございます。

今の件については、例えば既存の埋め立て物でございますけれども、既存の埋め立て物自体は、全体としては重量としては36万トン、容量としては21万トンの埋め立てが終了しているということでございます。その中の多くの部分が燃え殻でありますとか、汚泥でありますとか、鉱滓、瓦れき、ばいじんといったようなものでございます。それで、現在先ほどの航空写真の中で上部のもの、つまり東側と西側に2つその埋立地がございます。それで、既存のものにつきましてはその左側、西側の高いところのところに埋まっているということでございます。それで、実際のこの埋め立てに当たりましては、これまでの廃棄物が埋まっているところのものを一部下側のところに移して、それで移して動かして、それで上下の上のほうにはコンクリート固形化した飛灰等を埋め、下のほうにはコンクリート固形化をしなくても埋められるようなもの、例えば不燃物でございますとか、主灰でありますとか、そういうものを埋め立てるという計画にしてございます。

そうする工事に従って、ページといたしましては、14ページをちょっと見ていただきたいのですが……

〔「縦長のほうの資料です」と言う人あり〕

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長補佐（豊村紳一郎君） 済みません、恐縮です。こっち側の14ページでございます。

これ、左側の絵を見ていただくと、この上流側の区域、下流側の区域ということがありまして、今現在使っているところは上流側の区域でございます。それで、上流側の区域のごみを少し下流側に持っていくまして移動させて、その上でそれぞれ上流側の区画についてはセメント固形化した廃棄物、下流側にはセメント固形化しない廃棄物というものを入れる予定でございます。その際に、当然ながら一部掘り返して動かすことになります。その際のその廃棄物の性状等を見ながら、今おっしゃられるようなご懸念に応えられるような形で、必要に応じて改良しながら工事を進めるということでございます。

ただ、その段階におきまして、今の段階におきましては、通常のごみの、あるいは廃棄物の滑りの計算をして、その滑り計算をした上で、ここにありますような安全であるという説明をせんだっての県の委員会でご説明をしたところです。右下にございます。その際に言われたのが、例えばフレコン

バッグに入れてセメント固化したものをお重ねておくということになりますので、通常の計算ではない計算の滑り計算をやったほうがいいというようなご指摘、あるいは内部にそのベントナイト土壌層をつくるといったようなことも踏まえた計算をやり直すようにというご指摘を賜っております、その専門の方々のご指導を賜りながら今実は計算をやり直しているところでございます。その計算方式、計算をやり直した段階で再度県の審査会にご説明をさせていただくと。機会をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

ちょっと話が長々としましたけれども、そういう形で段階を踏んで実は検討していきたいというふうに考えている次第でございます。

○議長（塙野芳美君） 14時35分まで休憩いたします。

休 憩 (午後 2時21分)

再 開 (午後 2時33分)

○議長（塙野芳美君） それでは、再開いたします。

そのほかございませんか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） まず一番最初に、もう根本的なこの廃棄物の処理場、放射性廃棄物を最終処分する処分場の基準というのは、今まで聞いたこともないし、放射性廃棄物を最終処分するときにどういう状態で処分をするのかという基準、何か今回無理無理これエコテックに合わせてつくっているような気がするのですけれども、そのところきちんと国のはうの環境省の法律なり規則なりで決められたのか。それのもとにこの話が出ているのかということ。

それから、根本的にこういうものを今僕らがこういうものがあるときに、東京電力のときもそうなのですけれども、事故は起きないという前提のもとに全てが動いていたわけですけれども、今僕らの一番の反省は、事故は起きるものだという前提で考えていかなければいけない。そうすると、やはりここに最終処分するということは、このもの、ここから放射性物質が何らかの形で漏れたときにどうするのかという中の考え方で僕はちょっと質問をさせていただきます。

まず、こちらのほうのパワーポイントの資料のほうの7ページの埋め立て方法のところなのですけれども、何回も話出しているように、セメントで固化したものと固化をしないもの、そのままのものをやると。今既存のところの重量の話は出ていたので、僕も同じような考えを持っていますので、そこはしっかりしてほしいと思います。この絵の中で、セメント固化しない廃棄物も、セメントを固化した廃棄物も、ある一定の何か3メートルの長さが出てきたりしていたようですが、中間に不透水性の土壌層と通常の土壌層を入れて、ここで何か遮蔽を1回するのだという話をしていましたが、全く先ほどの既に埋められた廃棄物の重量と同じで、フレコンバッグに入れた状態でその上に置いた不透水性土壌がどれほど威力を發揮するのか意味がわからないのですが、それこそ上の自重、それから当然

フレコンバッグの中のものを圧密をして積み上げていくわけではないですね。ということは、ここはすかすかの砂と同じような状態になるわけです。ここに地震が起きたら、液状化が起きるというふうな形になってくると思うのですけれども、そういう液状化の状態の中でこの土がどの程度有効に防水性をこの途中、途中で発揮するのかを1点。

それから、なぜ全てを固形化しないのか。というのは、固形化されていれば、まだ何かがあったときに流れ出す可能性は非常に少ないです。それでも、固形化したからといって、永遠に石のままであるということはないわけです。かたいままであるということはないわけですけれども、固形化されれば飛ぶ確率は非常に少ない。だけれども、そのまま入れたものは、確実に何かがあれば、土砂崩れとか何かが起きれば、それはそのまま出てきてしまうわけです。飛んでいってしまうわけです。なぜ中間貯蔵で大丈夫です。こういう2つのものつくっていますよというために、この中間貯蔵の資料をよこしたのだと思うのですけれども、中間貯蔵は埋まっています。これは、片側あいています。中間貯蔵もあいていないところがあるのかもしれないのですけれども、当然片側、谷を埋めていくわけですから片側は浮いているわけです。そこが崩れていったときに、そのままのフレコンバッグがいくのか。

それから、100年という話が出てきましたが、フレコンバッグそのものを100年もつのですかということ、そこをきちんと説明をちょっとしていただきたい。

それから、先ほどの雨水の処理ですが、もともとこの処分場をするに当たって、2つの貯水を設けている。その1つを潰すということですけれども、数値上は足りるということになっていますが、今日本で起きているゲリラ豪雨とかそういうことを考えたときに、数字ではかり知れないことが起きているのが現実なときに、わざわざ余裕を持ってあるものをなぜ減らすのか。それは、減らすべきではなくて、ちゃんと水は水をきちんと確保した上で固化施設はつくるべきだというふうに思います。雨降ったらシートをかけるなんていう話が出ていますけれども、シートを誰がかけるのですか。シートがかけられない状態になったときに、そのシートはないのです。雨の問題は、もう東京電力のことでも十分承知していると思うのですけれども、自然をちょっと軽々しく、雨を安易に考えているのではないかということ。

それからもう一つ最後に、これが漏れたときに、この下流はどうなるのですかということです。下流は、今この川は大した大きな川ではないですけれども、六反田川という川なのですが、この六反田川の源流というのは、この川はここから水が出てきます。そういう中で、下の状況をどういうふうに考えているのかという話が全然ここには出てきていませんけれども、施設だけではないですね。施設が仮に施設から漏れた場合にどうするのか、そのところ3点ちょっとお願ひします。

○議長（塚野芳美君）　　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　まず最初に、基準化についてのお問い合わせがございましたので、ご質問がございました。

それにつきましては、放射性物質汚染対策特措法ができまして、それに基づいてこの処理の際の基準を環境省で定めなければならないというふうになってございましたので、これは有識者に集まつていただきて検討会を開催し、そのご意見も踏まえながら基準化を終了しております。ちょっと本日はお配りしておりませんけれども、基準、さらにはそれのガイドラインということで、今それ抜粋したものがここにございますけれども、非常に分厚い技術資料も作成し、これに基づいて今実施したいと思っているところでございます。

なお、今回ご質問の中でフクシマエコテックに合わせて何かしたのではないかというようなご意見もございましたが、実はその放射性物質に汚染された廃棄物、指定廃棄物でございますけれども、必ずしも福島県内だけで発生しているものではございませんで、全国12の都県で既に保管されているものがありますて、そういうものも最終処分はしなければならないということでございます。その中で、既存の最終処分場を活用してどのようにやれば安全に処分ができるかというようなことでいろいろご議論いただき、こういう汚染され、放射性物質をきちんと封じ込めることができる、そういう処分方法を基準化したということでございます。

それで、ご質問の中でまず最初に固形化しない廃棄物、なぜ固形化をしないのかというようなご指摘もあったかと思います。これにつきましては、まずセシウムが溶出しやすいかどうかという観点で、放射性セシウムの溶出しやすいものについては、できるだけ単位時間当たりの溶出量を抑制するという観点でセメント固形化をするということにしたわけでございます。特に焼却灰の中でも、焼却灰、ばいじん、飛灰と炉の下から出てくる主灰というふうに2つに分かれますけれども、飛灰のほうは、飛灰に含まれているセシウムは水に溶出しやすいという特性がありますので、そういう溶出量の多いものはあらかじめ固形化をしようということになっているわけであります。それ以外のものでありますけれども、これはもともとセシウム溶出しにくいということもございます。しかしながら、そのものが飛散、流出することはもちろん避けなければなりませんので、今回の埋め立て方法におきましては、フレコンバッグに入れた状態のまま、運搬したときの状態のままで埋め立てるということを計画しているものであります。

そういう埋め立てをした場合の安定性、安定計算についてでありますけれども、ちょっと補足させます。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長補佐（豊村紳一郎君） 不透水性土壌層のその能力の確保ということでご質疑いただいたかと思いますけれども、まず埋め立てるフレコンにつきましては、保管場所のほうで一定の圧密をかけた形で搬入するということにしてございます。

また、フレコンの間については、しっかり間詰めを行うということで、不等沈下などを防止することを考えてございまして、一定圧力がかかるもと不透水性土壌層は不透水性を発揮するというふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 答弁するときにちゃんと手を挙げて、もうこの際名前も言ってください。是澤さんですか。

是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 2点目のご質問であります。

雨水、今回その浸出水の貯留槽を1槽廃止することについてのご質問がございました。これにつきましては、最近のゲリラ豪雨のお話等も踏まえて考えると、より安全側に立って対応すべきではないかというご指摘でございました。確かにおっしゃるとおりなのでございますけれども、現在こういうセメント固化施設が必要という状況の中で、なかなか既存の調整槽を活用するという以外に方法がないこともございまして、今の計画になっているわけでありますけれども、ただそもそもの考え方といたしまして、今回その雨水が、これは放射性物質に汚染された廃棄物を処理するためにという考え方でありますけれども、極力その埋め立て槽に入ってこないような埋め立て方をしようとしている。キャッピングもするし、途中にいろんな不透水性の層も設けるというようなことで、そもそもそういう方法をすることによって、実際非常に雨水出水の量は減りますので、調整槽の容量としてはもう十二分なものが確保されていると。ゲリラ豪雨の心配というようなお話もございましたけれども、そもそも埋め立て層内に雨水が浸透してくる場合といいますのは、一気に降ったものが下から流れ出てくるわけではありませんので、時間雨量のようなもので大きな変動があったとしても、仮にそれが万一路に入ってきたとしても、調整槽の容量として同じようにその時間雨量の変動と同じようなパターンで調整槽が必要になるというのではありませんので、そういう意味での安全率も含めて現在3槽の9,300立方メートルというのは、十分な容量が確保されているというふうに考えております。

それから、3点目でございますが、万が一の事故が起った場合どういうふうになるのかというご指摘でございました。実は、今回の資料の中には含めておりませんので、ちょっと申しわけなかったのですけれども、処分場で仮に我々が考えてもいよいよ事態が発生して事故が起った場合の安全評価ということも、一応計算はしております。遮水工が破損してしまって、遮水機能が全く失われた場合についてどのような下流への影響になるか。あるいは、万が一地すべりによって貯留構造物が崩壊して流出したというような場合に、どのような評価になるかというようなことも計算はしてございまして、いずれの場合一番大きくなるのは、貯留構造物が崩壊して廃棄物が下に流れてしまったというような場合でありますけれども、そのような事態が起ったときで、その想定される被曝線量が0.18ミリシーベルトというような数字も計算してございます。そのあたり、細かなものは先日の県の技術検討会でもご説明をさせていただいたところでございますし、またちょっと詳しい資料につきましては、追ってご説明といいますか、お届けできるようにはしたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） もう一点、シートかけが間に合わないのではないかということに対して答弁していませんけれども。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 雨が降ってからシートをかけたのでは間に合わないということでございますけれども、そこは運用の方法として幾つか考えてございます。

そういう意味で、完全にシートで100%雨を防いでしまうという考え方ではなくて、できる限り抑制するという考え方で運用したいと思っております。ただ、方法といたしましては、例えばその前日の時点で翌日に相当な降雨量が予測される場合には、もう翌日の作業は最初から実施しないとか、あるいは埋め立て作業を実施している間に雨が降り出した場合は、その雨の降り方にもよりますけれども、一定雨量に達すればもう埋め立て作業を中断してシートをかけると、そういったような運用で実施していきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） まず、圧密をかけて持ってくるから大丈夫だと。フレコンバッグの間には何かを詰めると。

まず、何を詰めるのか。圧密の圧力は、地耐力にしてどのくらいあるのか。想定しているのか、ちょっと教えてください。

なおかつ、それで今液状化は起きないので、きちんと大丈夫だということになりましたが、フレコンバッグに入れた状態で、フレコンバッグそのものがプラスチックである以上、そこにすき間ができる。それを埋めるのに、本当にちゃんと事業して埋めるのか。

それから、現地で圧密をかけたものが運搬の途中で運搬をすることによって振動が起きるのにもかかわらず、それが圧密のままで来るという根拠を示してください。それお願いします。

○議長（塚野芳美君） 豊村さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長補佐（豊村紳一郎君） まず、間に詰めるものでございますが、こちらのほうは砂のほうを予定してございます。砂を間に間詰めをしようというふうに考えてございます。

次に、圧密についてでございますけれども、中に入ってる廃棄物というのが必ずしもその形状は一定ではないという状況もございますので、基本的には高さ1メートル入れると、その1メートルになる際に、保管の状況として2段重ねてしっかり1メートルになるという形を保持をして持っていくということで、保管場所でのその保管のあり方ということになりますけれども、そういったことを考えてございます。

〔「ちょっと答えたの」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 今半分は答えがあったのですけれども、あとその運搬中に中が動くでしょうと、フレコンバッグの中。その件の答弁。

根本さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室係長（根本純一君） 済みませ

ん、説明がちょっと不足していて大変恐縮でございました。

先ほどのその高さを1メートルにするということでございますけれども、現場できちんと1メートルという高さを保持すると。当然動くと、移動中に少しずれるだろうとご指摘大変ごもっともでございます。ただ、高さを1メートルに調整をするということになりますので、現場できちんと敷き並べをした上で高さが1メートルになるように調整をしておりますので、現場ではきちんと1メートルになるような調整をしていくと。なので、移動中に仮にずれたということであったとしても、高さが1メートルになるようにきちんと保管場所で管理をしていくというような形で考えてございます。

○4番（遠藤一善君） 想定地耐力も聞いているのですけれども。

○議長（塚野芳美君） 耐力。

豊村さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長補佐（豊村紳一郎君） 済みません。

想定地耐力のほうについては個別、廃棄物の性状それぞれ違いますので、ちょっとそこ個別についてまだ考えてございません。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 不同沈下はしないと言ったのです、しないと。僕聞きましたよね。不同沈下をしない根拠を出してくれと言ったのです。根拠ないままに不同沈下をしないと言ったのですね。それでいいということですよね。

砂は、下水道管がなぜ液状化を起こしたかを知らないのでしょうか。砂で埋めていたら、地震が来たら液状化起きます。砂は詰まります。やわくなります。フレコンバッグの間に入れていたら、そこで液状化が起きます、部分的に。全体が起きなくたって部分的に起きるのです。それで、先ほどの11番さんの話が出てくるわけです。全体で何トンあるのですか。どのぐらいの重量があるのですか。そんなことで、圧密をかけていって上にとんでもない、ビルが建っているのと同じぐらいの下では圧密いくのです。それをただ単に、ただこれで積んでいって大丈夫ですか。はい、これでのり面をつくっていて崩れません。はい、そうですかとは聞けないわけです。あり得ないです。ということは、根本的にもう既にあなた方が考えているこの入れる方法は、破綻しているということです。説得ができないないです。ここが絶対に崩れることがないことが起きる。そして、液状化も何もない。幾らこんな何メートルも積んでいっても、絶対安全ですよと。固形化していれば、少しほ先ほど違うと言いましたけれども、固形化もせずにただ早く入れられるからやっているとしか僕には思えないです。きちんとつくってもらわなかつたら、これ……。だから、圧密が想定していない今まで不同沈下が起きないという話はないということ。それもう一回あと答えてください。

それから、先ほど最初に放射性廃棄物の処分場の基準はあると言ったのですけれども、その基準の中で放射性処分場の一番の定番はどういうふうになっているのが基準だというふうになっているの

か、その部分だけ教えてください。

以上2点でいいです。

○議長（塚野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　いろいろ専門的なご意見ありがとうございます。

そののり面の安定性の計算につきましては、県の技術検討会でのご指摘も踏まえまして、再度今までの私どもの計算方法が適切であったのかどうかというところも含めて今再度やり直しをしているところでございます。

今ご指摘のありました圧密あるいは不等沈下の話につきましても、ちょっと大変恐縮でございますけれども、私ども今明確にご説明ができておりませんので、今やっております再度の計算の中、あるいはどういう考え方をするのかというあたり、もう一度さらに検討を加えまして、改めてご説明をさせていただければと思います。

それから、もう一点ご指摘のございました特措法の基準の中で、最下層面の基準についてどういうような規制になっているかということであるのですけれども、どちらのほうでございましょう。

〔何事か言う人あり〕

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　済みません、一般的な処分場の構造物としての一番の下層面については……

〔「いや違う、基準、基準」と言う人あり〕

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　済みません、ちょっと今……申しわけありません。直ちに今関連条項のところが説明できませんので、ちょっと確認してまた後ほどご説明させていただきます。

申しわけありません。

○議長（塚野芳美君）　梶原さん、話を整理してもっと簡潔明瞭に答えてください。あの、このではなくて、もうちょっと丁寧に真剣にお答えいただきたいのですけれども。会議進みません、このままでは。

では、今の件は後ほど説明すると。もうきょうはではできないですね、今の4番議員に対する質問に対しては。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　いえ、今済みません、該当部分を確認してお話しできます、その後。

○議長（塚野芳美君）　では、時間の関係上、4番さん、今の件ちょっと保留にしておきますから。

○4番（遠藤一善君）　はい。

○議長（塚野芳美君）　そのほかの方の質疑を続行いたします。そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） いろんな質問出て、あらかた頭に入ってきたのですが、まず最初にこのエコテックの施設、これできるときに町は反対ですよという意見書を出しているはずなのです。

その後、反対の意見書にもかかわらず、許認可権は県が持っていますので、県がゴーサインを出した。地域協定に関しては、下流域の水利権とかいろんな問題ありますので、当然協定結んでいます。この辺の流れは、本来の紳士的な協定ではなくて、お金をまいて協定結んだのか。その後も、下流域にはたくさんのお金が毎年、毎年落ちています。迷惑料なのか。そういう意味でいうと、私は一貫して今まで楳葉の中間貯蔵、またこのフクシマエコテックに放射能汚染物質を入れるのは反対だよということを何回も声出しています。そういう中で、環境省さんの説明の中でも、そういうことを想定していましたので、焼却炉の設置に関しての焼却灰はどこに入れるのですか。一貫して、つい最近まで環境省さんは、ここに入れますなんとは一言も言っていないかったのです。ここに来て急にばたばたと進んだ話ですよね。それは、苦肉の策でしようがない状況が生まれているのかなと思うのですが、ただ今皆さんのお話聞いて回答いただいている中で、本当に苦肉の策でここに入れていいのかということで、先ほど11番さんの問題なんかは一番重要な問題だと思います。あなたたちは一番上を、既に埋め立てられた部分を一回撤去して、ここのかたい部分に一番重いものを置こうとしていますが、本来処分場に関しては、そういう捨て方はしないですよね。比重の重いものは下ですよね。軽いものは上ですよね。現在この処分場に関しては、確かに私も何回か見ていましたが、瓦れきとかそういう部分、この上に比重の軽いものが上に埋まっているのです。当然これ取り除かないと、比重の重いものは埋められないと私も今思います。そんな今いろんな質問出ていますけれども、フレコンバッグに詰めて下流側に地耐力とか圧密荷重にしますよなんというきちんとした数字も出ていないで、フレコンバッグ2段に重ねて1メートルにして埋めますよと言っていますが、フレコンバッグにそんなに圧密なんかからないでしょう、1メートル50センチに締固めしても。コンクリートの入れ物とかそういうものにびしっと入れるのなら、地耐力でも何でも出ます。だけれども、あなたのやっていることは、全てもう小手先の話であって、本来であればこの処分場をどうにかしようとして考えてやっていくのであれば、別な場所につくったほうがはるかに安全性が高くなるし、私は日にちも早いのかなと思うのです。

富岡と大熊の境、あの近辺にはこういった条件を満たすようなところいっぱいあります。5番議員さんが一番先に言いましたが、帰還を進める上でどうしてもやらなくてはならないということであれば、ましてや施設は散らばすべきではないと、私はそう考えているのです。そうした中で、ここ3年間20キロ圏内は本当に時間がとまったような感じで物事何も動いていません。そういった中で、産業廃棄物最終処分場についての法律は私はわかりませんが、いろいろ県に対しても報告事項とか、国に対しても報告事項あると思います。どのくらいの月日で報告しなくてはならないのかわからぬのですけれども、まずそれ教えてください。例えば3カ月に1回ずつ水質の検査の報告しなくてはならないとか、そういう部分あると思いますけれども、それもお教えください。

例えば半年に1回とか1年に1回あるとすれば、この3年間きちんとした報告が全てなされているのかどうか、その辺をきちんとお教えください。まず、その1点をお教えください。

○議長（塚野芳美君） 梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君） まず、産廃処理施設としての報告状況については、また別途ご説明をさせていただきたいと思います。

今回今ご意見を賜っている中で、1つ私どもの考え方としまして、エコテックを使わせていただきたいというご提示をさせていただいたのは、正式には計画をこの形でつくって佐藤知事初め宮本町長以下の4町長に両大臣から正式にさせていただいたのは、昨年の12月14日でございますけれども、このエコテックを使わせていただきたいということにつきましては、一昨年の3月10日だったと思いますけれども、8プラス1の会議で環境省からそのエコテックという単語を出させていただいたものでございます。そういう形で、私どもとしては、できるだけ早い処理をするためにエコテックを使わせていただきたいということを考えてきたところでございます。

産廃の廃棄物処理法上に基づく県への報告につきましては、別途答えさせていただければと思います。

○議長（塚野芳美君） 今の廃措法の部分は別な方でよろしいですけれども、もう一点あるでしょう。ですから、この向こう、今のエコテックではなくて小良ヶ浜地区というか、小良ヶ浜とというか、富岡と大熊の境目のほうの部分を考えたりあれしたほうがということに対してお答えになっていませんよね。

梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君） 大変申しわけございませんでした。

両町の境界にあることは理解しておりますけれども、両町の境界であることそれ自体が技術的な適地あるいは不適地であるということは余り考えておりませんで、その分その関係者の方々がふえ、ご説明を、ご理解を賜る方々が多くなるということは十分当然のことだと思いますし、説明をさせていただきたいと考えておりますけれども、そのことをもって適地ではないということではないと考えてございます。

○議長（塚野芳美君） いや、違います。今のエコテックがその富岡町と檜葉の間にある云々ということはお伺いしておりません。あそこではなくて、もっとしっかりしたものを作るために、富岡町と大熊町の境あたりに適切と思われる土地があるから、そこに新たに考えたらいいのではないのかという質問なのです。

梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君） 大変申しわけございませんでした。

今適地があるというふうにご意見を賜ったのでございますけれども、具体的にそういう適地があるということであれば、また教えていただければ大変ありがたいと思います。ちょっと承知をしており

ませんので、恐縮でございます。

○議長（塚野芳美君） 廃措法の部分の説明はできますか。

根本さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室係長（根本純一君） エコテックからの産廃施設に関するその水質調査の報告とか、そういうしたものについては、本来であれば環境省に報告する義務ございませんが、把握はしてございます。

ただ、その内容につきましては、きちんと定期的な水質の調査、例えば放流水、それから地下水については、報告をしているということでございます。

以上です。

〔「報告はしているんだけど……」「頻度」と言う人あり〕

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室係長（根本純一君） 頻度は、年1回ということになってございますので、年1回の品質。

それから、地下水については項目、塩化物イオン濃度、それから水素イオン濃度、そういう部分については、毎月測定しておるということですので、情報提供としてエコテックからはいただいてございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） では、この3年間きちんと報告しているということでいいのですね、本来放射性廃棄物入れてから何か有事が起きてとまってしまうような状況では困りますので。

法的なことは私はわかりませんが、今梶原さんが答弁いろいろ二重、三重になってしましましたが、本来もう3年たつわけです。そういう中で、本当にあなた方が真剣になって取り組んでくれているのであれば、もうとっくに施設なんかつくろうとすればできるわけです。それ何一つ進まない。進まないのは、地域のせいになっているのです。地域から理解得られない。地域から理解得られない。理解得られるように早目にあなたたちが手を打てば、幾らでも進んだ問題なのかなと。そういう中で、この施設に関しては、放射性廃棄物を入れるような施設に当初から考えていないわけですから、ましてや民間がつくった施設ですので、私らとしては心配なのです。そういうところにそういう汚染物質を入れていいのですかと。心配を回避するための説明会なのです。質問していけばいくほど、答弁につまずいて、回避はできるどころかますますつまずいていったというのが現状なのです。

こちらの資料なのですが、こちらの資料でもずっと見ていくと、いろんな不満な点がいっぱいあります。双葉郡8町村の生活ごみの焼却灰、不燃物約10年間ここに入れますよと。こんなのは、人質と同じなのです。どこに持っていくが、あなたたちはきちんと処理する義務があるのです、国として。8町村でもそういう施設持っていたわけですから、それも現在は使えなくなっているわけです。8町村のごみとか焼却灰だったら、8町村長で持っているその大熊の施設を生かしてくれれば、幾らでも生活ごみなんかは入るのです。だから、こういうものを人質にとって説明してくる理由私はわ

からないし、あとは8ページの埋立地から周辺や下流域の生活空間までの間には、さらに相当な距離が生活空間の影響はないと考えられるとあなたなら書いていますが、これは1町の問題でないと各町長も言っているし、あなたたちの今の挨拶の中でも、1町の問題ではないということを言いましたね。楓葉の生活空間はすぐなのです。楓葉町の生活空間はすぐそばにあるのです。富岡は遠いです。何か8カ町村の中で取り組むわけですから、あなたたちは現場を踏まえて物を言っていない、その辺が一番重要なのです。富岡にとっては、まさに楓葉の中間貯蔵、あとこのエコテックの放射能汚染物質、これは命取りになってしまふのです。だから、私は絶対反対だなんては言いません。ただ、せめて我々の質問にだけスムーズに答えられるようにきちんと調査して、それで持ってきていただければ、私はありがとうございます。今の状況では、まず100%譲ることはできないです。どうでしょう。

○議長（塙野芳美君）　梶原さんですか、お答えは。

梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君）　どうもありがとうございました。

さまざまな視点からのご意見を賜ったと思います。まず、3年間があればもっといいものがつくれたはずだ。なぜ、その手を打ってこなかったのではないかといったようなご指摘でございました。その点につきましては、3年間この双葉郡の中で、中間貯蔵というのも含めて最終処分場の確保ができなかつたことを大変申しわけないと思ってございます。それは、深くおわびを申し上げたいと思います。

それと、第2点目の大熊町に今これまで双葉郡の最終処分場があったということでございます。今回そのエコテックの中でこの双葉郡から出てくる生活ごみ、10年間分についてでございます。これは、処分の中の計画を入れることになっておりますけれども、これにつきましては、これまでの説明の中でそういったような諸施設、今大熊町が動いていないということも含め、今後10年間最低限はその分は確保してほしいというふうなことのご要望があってそれを書き入れたものでございます。決して人質といったようなことのつもりで書いているわけではありません。

3番目でございますが、生活空間からの距離でございます。確かにこの施設の搬入路が楓葉町からのアクセスになってございます。そういう意味では、近隣の住居が一番近いのも楓葉町でございます。ただ、先ほどのところの数値につきましては、敷地境界で例えば埋め立て中あるいは埋め立てを完了して直の管理に入る段階で、どの程度の追加的な放射線量があるのだろうかという計算をさせていただいたときに、そのレベルが管理目標と考えております数字に比べて非常に低いということに加えまして、さらにそれが敷地境界であるということを考えますと、実際の居住をされているところまでの距離を考えると、さらに低くなるものだという整理で申し上げたところでございます。

最後に、先ほど来から議員の先生方のご質問に十分答えられていない点があることについては、まことに申しわけないと思ってございます。その点につきましても、例えば再度ご説明をする機会が与えていただけるようであれば、ちゃんとお答えできるような形にしてまたご説明を申し上げたいと思

います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

敷地境界で1ミリ以下ということですね。1ミリ以下にするということなのですが、この埋立地周辺の下流域の生活空間ということでうたっていますので、相当な距離というこういう文言が問題であって、敷地境界で1ミリであれば、100メートル、200メートル離れれば0.6とかそういうふうに下がっていくのは当然だと思います。その辺を十分今後気をつけていただきたい。

あともう一つなのですから、これは環境省さんに言う問題ではないと思うのだが、ただ今言ったように、今答弁あったように、生活ごみも10年間入れるということですが、それは要望があったということを言っていましたよね。要望ということは、要望した人たちは了解しているというように言っていいのですか。

それとあと、富岡町のほうに聞きたいのですが、毛萱流域、下郡流域、太田、上郡なんかは入っていないと思うのですが、そこから反対署名か何か早々出ましたよね。多分出ているのかと思うのですが、請願では議会で審議しませんので、多分反対の陳情か署名かと記憶しているのですが、その辺の扱いは、今後取り扱いこの議論を進めていく上でどうしていくつもりなのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君） 第1点目、相当といったような曖昧な表現ができるだけとらないように、大変ありがとうございます。誤解を招かないような適切な表現を心がけたいと思います。

第2点目のご指摘でございます。ご要望があったということであるけれども、要望した人たちはこれは了解した。決して了解したことではありません。もちろん我々としては、この施設の中で必要ですというふうな話をしましたときに、このエコテックが復興、復旧のために必要ですという話をしたときには、当然そういうものも必要だろうと言われたので、私どもとしては準備をさせていただいているということでございます。各4町町当局、そして県、そして住民の方々、議会の方々にご説明をこれからして、ご理解を賜っていくという段階でございますので、ご了解していただいたということでは決してございません。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今ほど言われた毛萱、下郡、それから太田地区よりの反対要望ですが、これは出ているやには、そういう話はちまたにひとり歩きしていますが、町には正式なものとしては出でないのだと思います、私は見ていませんから。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 先ほど保留していた……横須賀課長、あるのですね。

横須賀課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 今の件ですが、4行政区のほうから陳情書という形では出ています。ただ、出ている段階で、まだ話も全然ありませんので、今のところは保留の段階でございます。以上でございます。

○12番（渡辺三男君） ちょっと理解できない。陳情書という形で出ている。

○議長（塙野芳美君） 横須賀課長。

○企画課長（横須賀幸一君） 平成24年の8月に出ております。

○12番（渡辺三男君） では、出ているのでしょうか。

出ていないという答弁は、町長の答弁。

○企画課長（横須賀幸一君） 済みません、町長のほうにはまだ見せていなかったということで、24年の8月に出ております。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） そういう大切なことを今エコテックに入れる、入れないの議論が24年から始まっているのですよね。それで、町長がかわった時点で現町長、宮本町長もその議論にはもう参加していますよね、テレビで何回も見ていました。何で、そういう重要なことをトップである町長に言わないでどうする気なのですか。わかっているかわかっていないかで大きく角度は私は変わると思うのですが、何か隠す理由もあるのですか。おかしいでしょう。

きょうだって、環境省さんがわざわざ来て説明しているのでしょうか、これエコテックの説明。下流域一番大きな問題でしょう。地域協定だって見直すべきだ、もう一回やり直すべきだという質問さえ最初から出ているでしょう。そういう中で、そういう重要なこと出ていて隠しておく筋の問題なのでしょうか。私は理解できません。

○議長（塙野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この件については、今回私どもも先日この説明は受けました。

エコテックそのものを最終処分場として使いたいという今説明ですから、これから我々は議論をすべきだと思うのです。今説明しているものにいろいろと注文つけるのはわかっておりまます。ところが、まだ時期尚早だと私は思います。と申しますのは、県の検討委員会でもう一度滑りの計算をし直しなさいということを言われて、それをやりますという話を今しているでしょう。そういうものがきちんと出た段階でこれやるべきではないですか。こういうものをやりたい、使いたいということがきょう初めて環境省のほうから説明があったわけですから、それをとやかく最後まで詰めて、ここで結論を出すというような私は話ではないのだと思います。

そして、これが町執行部にも説明がありました。議会にもきょうありましたよね。そして、このものがきちんと説明ができるような、我々の質問にちゃんと答えられるような、そういう状況になったときに、町民の方にも説明し、そして私どもが、その町民の説明会の中に私どもも参加できるわけで

しょう。そして、みんなで議論しようではありませんか。私は、富岡町がこれを1町で決めるものだとは決して思っていません。そういうことをご理解ください。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 先ほどの4番議員の保留になった分はまだ答えられないのですか。

〔「言われっ放しでは、ちょっと私理解できません」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） では、ちょっと待ってください。では、手短に。

はい。

○12番（渡辺三男君） 町長の言っていること、まさに私もそのとおりだと思います。

私は、きょうから議論始まったと思っているのです、きょうから。それで、議論始まった中でいろんなことを質問して、いろんな議員さんが質問した中で、答えが出せなかつたということで、もう少しきちんと答え出すように調べてくださいと。

町に対しても、そういうものが出ていながら、何ではありませんでした。出でていませんという回答するのですか、私はそう言ったのです。出でていませんという回答ありましたよね。そうしたら担当課は、24年に出でています。町長には言っていませんでした。とても理解できません、私は。私はそう言ったのです。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） この件につきましては、前町長との引き継ぎというか、そういうものの中がなかつたという段階で、これが漏れてしまったというふうに私は今ほど聞いて理解しています。

そういう意味ですから、決してこれが陳情書というような状況であれ町に出でているとすれば、それはもう重く受けとめることだと考えています。

以上です。

○12番（渡辺三男君） はい、わかりました。

○議長（塚野芳美君） 環境省さん、是澤さんですか。

是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 大変失礼いたしました。

地耐力といいましょうか、一番下部の地盤に求められる要件に関する基準でありますけれども、まず廃棄物処理法の規定を準用しているところがございまして、そちらの基準は自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であることという基準が下部あるいは擁壁えん堤含めて適用されることになっております。

なおかつ、放射性物質で汚染された廃棄物の埋め立てに関する処分場の基準においては、その一番下部土壌層として、下部において埋立地のうちの厚さがおおむね50センチメートル以上の土壌の層が

布設された場所において行うことという基準が追加で適用されております。これ、一番下部の土壌層に放射性セシウムの吸着を期待してこういう基準が追加的に設けられていると、そういうことでございます。

○議長（塙野芳美君） 4番さん、1回だけいいですか。

[「いいですか」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） いいです。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今のでいくと、底盤はきちんと安定していかなければいけないわけで、廃棄物を1回上のやつを下に戻して下に盤をつくるということは、それは安定地盤ではないし、50センチよりも深いですよね。

そうしたら、もう根本的に下が基準に合っていないということだと思うのですけれども、それに関して基準に合っているか合っていないかだけお答えください。

○議長（塙野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 今申し上げた土壌層については、既存の廃棄物層の上に置くことも認められておりまして、まず後半のほうについて言えばそれは問題ないということでございます。

それで、最初に申し上げた構造耐力上安全であることという要件は、これは廃棄物層というよりもその下の本当の地盤層、埋立地の構造物としての部分に適用されるものでございまして、既存のその廃棄物層について求めているものではないということであります。しかしながら、先ほど来ご指摘がありましたように、その既存の廃棄物層も含めて必要な耐力を持っていかなければいけない、あるいはきちんと安定計算をして、問題のないものでなければいけないというのは、もうご指摘のとおりでございますので、ご意見も踏まえましてきちんと評価した結果をお示しできるようにしたいと思っております。

○議長（塙野芳美君） そのほかございませんか。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 明瞭簡潔にお伺いしますが、この最終処分場の施設、今までごみの焼却として使っていたわけですけれども、今回放射性物質を埋め立てするということなのですが、いろいろ説明今あったのですけれども、根本的にちょっとお伺いしたいのですけれども、今までの施設と今度新たに放射性物質を埋め立てるということで、施設の直すところとか、そういうところの大きな違いをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○議長（塙野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 幾つもあるのでございますけれども、ちょっとポイントだけご説明をさせていただきます。

まず1つは、放射性物質の溶出量の多いものについては、先ほど挙げておりますが、あらかじめセメント等でまず固形化をすることがあります。

それから2つ目は、埋め立てる廃棄物の処理を不透水性の土壌で覆う。あるいは、そのセシウムが溶出した場合に吸着する土壌層を設ける。ここに書かせていただきましたけれども、そういうふうな工夫をし、さらに表面もキャッピングするというような形で、雨水との接触ができるだけ少なくしつつ埋め立てをするというところが2つ目のポイントであります。

それから、3つ目でありますけれども、それでも出てくる浸出水につきましては、きちんとその放射性セシウムの濃度を満足した状態で処理をして放流をする。そのために、ゼオライド吸着土などを設置して水処理をきちんと行う、こういったところが主なポイントでございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 今のご説明を聞いていますと、埋め立て方法とか、その施設に関する直したりするところは一切ないということですね。埋め立ての方法とか水の処理の仕方とか、そういうものですよね。

ですから、あくまである施設をそのまま利用するということですよね。何か特に一番下の層にコンクリートで固めるとか、排水を地下埋めてずっと海まで地下で通して流すとか、そういうことは一切やられないのですよね。あと屋根をかけるとか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（塚野芳美君） 是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） 根本的に今までの処分場の構造を変更するような改良は必要ございませんが、繰り返しになりますが、浸出水の処理の中で放射性セシウムがきちんと吸着できるような設備を設けるとか、そういったことは必要になりますし、埋め立て方法自体途中で層を設けてというのは、かなり埋め立て方法としてはかなり異なる部分ではありますけれども、既存の処理について何か大規模な改良をして埋め立てを行うということではございません。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） やはり今までの説明を聞いていますと、富岡町にたまたまあったその管理型処分場をそのまま使おうというふうにしか我々は受けとめられないのです。

その中で、有識者の中で議論して安全だということを今説明されているのでしょうかけれども、それと我々住民が納得するかということは、また別の話なのです。これは、安全かどうかというのはやってみないとわからないわけであって、安全に安全を、もっと安全な方法でやることは住民にとってやはり必要なことであって、帰還を促すためにも、そういったもともとの施設を利用するのはいいけれども、それをこのように変えてやりますとか、そういった姿勢を見せていただかないと、はつきり言ってこの状態では納得しないと思います。我々も納得していないわけですから、町民ももっと納得しないと思います。

ですから、その辺のやはり誠意というのが全然見られないのです。あくまでこれ法的に、10万ベクレル以下はもう捨てられるということですよね。ということは、こういった例えば町当局とか議会とか町民、この近隣の住民に説明をして、最終的にはもうここに埋めるわけですよね。この答弁を聞いていると、いかにかわしていくか。いかに我々が質問したことをかわして、時間をどんどん延ばすというか延びていってしまっているのでしょうかけれども、こういう説明の機会で何とかかわしていくべき、最終的にはもう埋め立てできるだろうというふうにしか我々感じないです。その辺の誠意が一切ないので、こういう質問しても納得できないということになると思うのです。ですから、その誠意というのは、やはりこの施設を安全に保つためにもっと考えていただかないと、埋め立てた先ほどもありました今まで既存の廃棄物だって、先ほども話ありましたけれども、一旦全部やはり除去すべきです。そこまでやっていただかないと本当に納得できませんけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（塙野芳美君）　梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君）　私ども、例えば今是澤のほうから答弁をいたしましたけれども、施設の器そのものを大きく変えているということはないというのは、それはそのとおりでございますけれども、ただ実際にその最終処分の基準、これは法律にある基準を満たすだけではなくて、例えば先ほど例を言いましたような固形化をするでありますとか、あるいは不透水層のサンドイッチ型みたいな埋め立てをするといったようなこと、あるいは基本的には全部キャッピングシートをかけて埋め立てを作業する場所だけを広げて埋め立てを作業をして、それで雨のときにそれをまたシートをかぶせて極力雨が入らないようにするでありますとか、水処理施設については、当然のことながらセシウムを除去できるような施設も加えます。さらには、モニタリングをして、それを全て放射性の廃棄物を動かす前、後がわかるようにデータをとり、公表するとか、あるいは先ほど来余り議論になっておりませんけれども、監視委員会をつくって指導を賜るとか、さまざまな形で安全に最終処分ができるようなことを考えさせていただいております。

したがいまして、誠意が感じられないというのは、私どもの不徳のいたすところではあると思いますけれども、いかにかわしていくかということは考えているわけでございませんで、丁寧に、丁寧にご説明をさせていただいて理解を賜りながら進めさせていただければと思っております。どうも申しわけございません。

○議長（塙野芳美君）　そのほかございませんか。

7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君）　ある程度出尽くしたのかなと思いますけれども、このエコテックに許認可されたときの要するにそこに汚染物というか、産業廃棄物を持ってくるという状況になりましたですね。そして、そこに今度放射性物質も置きたいということですね。

そうした場合、できる限りというか、当たり前のことだと思うのですけれども、やっぱり比較対照

するようなものがあって、多分この話はもっとうまくいくのか。うまくて失礼な言い方ですけれども、やはりこれまず比較対照するものを一緒に添付して、ここが変わるのでですよ、こういきますよ、それで放射性物質を置きたいのですよというようなことを、認可される、しないではなくて、賛成、反対ではなくて、そういうものをたたき台として出せば、このような深い議論まではいかないのではないかと思うのです。ぜひ次にもしこの場があるのであれば、比較対象するものをまず出していただきたい。そして、スムーズに進んでいくのかなというふうに思いますので、私は1点それだけ望みます。

○議長（塚野芳美君）　梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君）　今の点、大変ありがたいご指摘だと思っております。

許していただければ、この先もそういう状況に至れば、住民の方々にもご説明をさせていただきたいとぜひ思っております。その際にも、要は理解をしてもらうためにわかりやすい資料をつくってというご指摘だと思います。なかなか私どもいろんなところで説明して、おまえたち下手くそだとしゃっちゅう言われているのですが、今おっしゃられるようなことも踏まえて努めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長（塚野芳美君）　7番、渡辺光夫君。

○7番（渡辺光夫君）　それと、この産廃、エコテックに持ってくる場所というの、出す、排出するところは、多分福島県内だけではないですね、これ。東京とか……

〔何事か言う人あり〕

○7番（渡辺光夫君）　福島県内だけですか。ならば……それだけ確認させて。

○議長（塚野芳美君）　梶原さん、今の確認。

梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君）　福島県の中のものだけでございます。

○7番（渡辺光夫君）　はい、了解です。

○議長（塚野芳美君）　よろしいですか。

○7番（渡辺光夫君）　はい。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君）　先ほど3番議員さんが言われたこともあるのですが、そもそもその産業廃棄物処理場フクシマエコテックのクリーンセンターと、この汚染廃棄物を埋め立てする最終処分場なのです。

最終処分場というのは、こんなような最終処分場がありますよという、どこか日本の施設の中にありましたよね。そこを我々も見学に行った経緯がありますが、その施設の構造と最終処分場の構造と

産業廃棄物の現実のこのフクシマエコテック、我々も見学に行きましたけれども、その施設の差というのは歴然としているのです、構造的に。まして、この1平米当たり150キログラムのセメントを混合して一部は17万7,000トンのものを埋めるのです。それと、一般的な廃棄物も処分するでしょうけれども、その構造体が重量が、先ほど誰か、何番議員か言いましたけれども、この重量の差というものは歴然としているのです。ここの地層処分も、地層の関係も書いてありますが、それほど強固な地盤ではないのです。本当は、強固な地盤の上に最終処分場というのは建設しなければならないということは、一応これうたっていますよね。この中間貯蔵施設の案内にこれが書いてありますよね。そんなに強固な地盤ではないのです。軟岩なのです、あそこの岩は。その辺を考えたら、何か処分場イコール最終処分場みたいな考え方になって説明していますが、最終処分場のやっぱり管理型の処分場というのは、もうちょっと厳しいのかなという。今それでなくても、楢葉の町長は自分のところに持ってくるものは10万ベクレル以下の管理型の処分場で、このものでなくまでも中間処理施設で、最終処分場では全くないのです。富岡町のこの10万ベクレル以下は以下なのだけれども、最終処分場にするというならば、先ほど3番議員が言われたように、この……

〔何事か言う人あり〕

○10番（黒沢英男君）　いや、だから最終処分場にするのであれば、やっぱり一部変更か何か、コンクリートの層の変更とか何かとか、そういうことは考えられないのかどうか。

その排出水処理に関しても、この全然産業廃棄物処理場とは別問題なのです。あくまでも最終処分場ですから、その辺のちょっと明快な回答をお願いします。

○議長（塙野芳美君）　是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　既存のその原発から出てくるようなそういう放射性物質を含む廃棄物の処分場との比較での質問だったかと思います。

おっしゃられるとおり、六ヶ所村にありますような低レベルの放射性廃棄物の処分場というのは、コンクリートの壁で遮蔽効果を有するような、そういう処分場になってございます。しかしながら、あちらで処分しようとしている廃棄物といいますのは、我々が今回エコテックで処分しよう正在するものに比べると、もうはるかに濃度の高いものでございまして、たしか何億ベクレルという……

〔「10億」と言う人あり〕

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君）　10億ベクレルまでのものを対象とした施設でございまして、そもそも全く扱うレベルが違うということがございます。

既存のそういう原発関連施設から出てくる廃棄物の事例でいいますと、10万ベクレル以下のものは、トレンチ処分という方法が認められております。それは、地盤に穴を掘って埋める非常に簡単な構造でありますけれども、そういうコンクリートの擁壁などを設けなくても処分が可能ということになっ

ておりますて、今回エコテックで処分しようとしているのも、それと同じレベルの放射性物質を含むものであると、廃棄物であるという、そういうことでございます。

よろしいですか。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ちょっと私先ほど言ったように、要するにコンクリートかセメントをまぜて、1平米当たり相当な重量になるわけですね。

同じ廃棄物を埋めた1平米当たりの重量に対してそれだけの重さというのは、これも何万トンという埋め立てになるわけですけれども、この17万7,000トンですかの量が埋められるのですよね、コンクリート化されて。それに耐え得るだけのこの域なのか、今でもシートで層になっていますが、これも膨らんで、10年もたたないうちにもう膨らみが始まっています、修理しなければならないような状況になっている、この辺書いてあるでしょう、このフクシマエコテックのここに。そういう膨らみが出ていっているということがうたわれているにもかかわらず、やはりその辺のもうちょっと構造的なものを少し、地震とか何かの災害のときにその辺のことがまた起きて災害が起きるような心配があるのです。だから、先ほど言わされたように、町民の帰還がこれによって損なわれると。私だっていい感じ持っていないです。もう以前から私なんか帰還するということをうたっていたのですが、こういういいかげんかどうかわからないのですが、まだ構造的に考えられないような事態になれば、私だって帰還見合せると、これは住民だってほかの町民だってそういうことは考えられます。その辺を十分考えていただかないと、構造的には全く問題なくて変更はできないとか何かとか言っている問題ではないと思うのです。それだけの重量のものを埋めるのですから、普通の廃棄物とは違うわけです。セメントを混入しなければ、同じ1立米のものは重さ自体は10倍ぐらいに相当すると思うのです。そういう17万7,000トンを埋めるのですから、もうちょっとその辺の構造的なものは変更できないものかどうか、考えられないものなのかどうか。

○議長（塚野芳美君） ちょっとお待ちください。答弁するほうも、議論していただくのは大いに結構なことなのです。それを私も求めているのですけれども、それなりの結構な時間がたってきていますし、答弁するほうも、質問するほうももっと話をまとめて、簡潔明瞭にお願いいたします。

是澤さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（是澤裕二君） セメント固化形化物を埋め立てることについてのご懸念は、ほかの議員の先生方からもいろいろご指摘をいただきました。

今回改めて安定計算をやり直して、またその結果をご説明させていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようによろしくお願ひ申し上げます。

○10番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） よろしいですね。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、ありませんので、以上をもちまして付議事件1番の管理型処分場についての件を終わります。

2のその他に入ります。

まず、過日のといいますか、1月28日の原子力発電所等に関する特別委員会で質疑があり、求められておりました地元雇用関連のデータ、これがお手元に配付されていまして、高橋さんから説明をお願いいたします。

高橋さん。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君） お疲れのところ恐縮でございますけれども、1点ご報告させていただきます。

先ほど議長からございましたように、28日の委員会におきまして、地元活用についての資料を提出するようにというご指摘ございました。お手元にございます地元活用協力会社と書いてございます資料2枚物でございます。

まず、地元活用の協力会社でございますけれども、これにございますように富岡町内の業者さんにつきましては、昨年の12月末現在で除染等で5社参加をいたしております。その後、1月末の段階では3社ふえまして、8社ということになってございます。富岡町以外の双葉郡内につきましては、昨年末時点で2社、1月末時点で1社加えて3社ということでございます。双葉郡以外の県内全体では、昨年末時点で1社、1月末時点で10社ということになってございます。

めくっていただきまして、地元企業からの資機材等の活用あるいはリースということでございますけれども、富岡町内では昨年末時点で3社、1月末時点で3社ふえまして、計6社ということになってございます。富岡町以外の双葉郡内では、昨年末時点で2社、それから今月末時点では4社ふえまして、6社ということでございます。県内では、昨年末時点で17社、現時点でも同じでございます。こういう形で、まだ除染の作業始まったばかりでございますので、これからますます全面的になってまいりますので、作業量、調達量ふえますので、引き続きご指摘のございましたように、地元企業から労務あるいは資材等の調達、これらが着実に進められるように今後ともしっかりと確認をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりました。

質疑を賜ります。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 環境省さんには無理な注文つけて申しわけありませんでした。こうやって一覧表出してもらうと一目瞭然でわかりますので、議論も早く進むのかなと思うのです。

そういう意味で、隅から隅まで出してもらって本当にありがたい話ですが、今後やっぱり国の責任において地元雇用、地元企業の育成も大切かと思いますので、また地元商店街やいろいろな部分からの物資も納入、そういう部分もかなり復興を目指す上では一番私は重要なことだと思っていますので、それで環境省さんの強い監視のもとで地元雇用、地元の業者育成、地元からの物品購入、そういう形で今後ともよろしくお願ひしたいと思います。要望しておきます。

○議長（塚野芳美君）　高橋さん、一言答弁もらえますか。

高橋さん。

○環境省福島環境再生事務所本部長（高橋康夫君）　ありがとうございます。

ご指摘を踏まえまして、これは除染そのものに対する地元のご理解をいただく上でも大変重要だと思っておりますので、引き続き努力をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君）　そのほか環境……

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　いいです。

安藤正純君。

○5番（安藤正純君）　環境省というよりは、国に対して一言述べさせてください。

きょうはエコテック、前回は仮置き場、どんどん、どんどん除染の話が進行していますけれども、富岡町民は去年の12月26日の文科省指針第4次追補、これ物すごく興味持っています。もっとも町は、一括賠償と言ってきたにもかかわらず、3地域においてかなりの格差が生まれています。環境省にこういうこと言っても、担当が違うと言われるかもしれませんけれども、とにかく賠償と除染は車の両輪だと思ってください。除染ばかり先行して賠償がおくれる、これは絶対私たちは望んでいません。どこまでも賠償がおくれるようであれば、私も除染にはちょっと待ってくださいよと。エコテックのめない。どうして賠償はこちらの条件、希望をのんでくれないのでしょうか、そういう話にもなりかねないので、ぜひ国の方には賠償の話も進めるように環境省の方からも PUSHしてもらいたい。

○議長（塚野芳美君）　梶原さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君）　了解いたしました。

担当部局にしっかりと伝えておきたいと思います。

○議長（塚野芳美君）　そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　それでは、環境省さん及び水・大気環境局の方から他の項目はございますか。

〔「いえ、特にございません」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君）　町執行部、その他ありますか。

町長。

○町長（宮本皓一君） 特別ございません。

○議長（塚野芳美君） 議員各位ありませんか。

〔「委員長、一言だけよろしいですか」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 梶原さん、どうぞ。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（梶原成元君） 一言だけ御礼を申し上げたいと思います。

本日長時間にわたりましてご質問を賜り、大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひ申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

それでは、暫時休議します。

休 議 (午後 4時02分)

再 開 (午後 4時03分)

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

実は、今皆さんご存じのとおり、町のほうは町政懇談会ということで県内外13カ所でしたか、予定は。13回ですか、避難民との意見交換をしているわけですけれども、我々議会も何もやらないというわけにはいかないので、執行部とは違った立場、議会としての立場でこれから実施していかなくてはいけないと思うのですが、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 僕も、ぜひそういう機会は持ってやったほうがいいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 議長と副議長に一任しますから。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） やることはやぶさかではないのですが、町政懇談会をやってすぐまた議会懇談会というと、何か住民の皆さんも何でこの場に来て、少し間隔、早く言えば間隔を置いてくださいと。期間をずらしてもらいたいということをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 暫時休議します。

休 議 (午後 4時05分)

再 開 (午後 4時07分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

〔「済みません、もう一回」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 事務局のほうから。

○事務局長（佐藤臣克君） 大玉の自治会と大玉村議会の懇談会についてお手元に配付しておりますので、後でじっくり読んでいただきたい、集合時間とか書いてありますので、よろしくお願ひいたします。

直接行かれる方は、午後1時まで大玉仮設のほうまでおいでいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 各議員からもございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、長い時間お疲れさまでした。以上をもちまして富岡町議会全員協議会を終わります。

お疲れさまでした。

閉会 (午後 4時08分)